

令和5年12月7日（木曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和5年第4回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	中島一都君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	櫻井和也君
危機管理監	田瀬高広君
産業観光課専門官	赤間隆之君
建設課参事兼建設班長	梁川秀幸君
総務課参事兼総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長	千葉忠弘君

教 育 課 長	蜂 谷 文 也 君
選挙管理委員会事務局長	千 葉 知 道 君
監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 浩 司 次 長 熊 谷 直 美  
主 査 清 水 啓 貴

---

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 5 年 1 2 月 7 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

1 2 月 7 日から 1 2 月 1 1 日まで 5 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 常任委員の選任

〃 第 5 議長の常任委員の辞任

〃 第 6 議会運営委員の選任

〃 第 7 議員提案第 5 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 8 議案第 7 2 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 9 議案第 7 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 7 4 号 松島町手数料条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 1 議案第 7 5 号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 7 6 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 7 7 号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 4 議案第 7 8 号 松島町営炭窯等条例の廃止について (提案説明)

〃 第 1 5 議案第 7 9 号 松島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について (提案説明)

- 〃 第16 議案第80号 指定管理者の指定について（提案説明）
  - 〃 第17 議案第81号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第5号）（提案説明）
  - 〃 第18 議案第82号 令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案説明）
  - 〃 第19 議案第83号 令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（提案説明）
  - 〃 第20 議案第84号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）（提案説明）
  - 〃 第21 議案第85号 令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）（提案説明）
  - 〃 第22 議案第86号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）（提案説明）
  - 〃 第23 一般質問
- 

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回松島町議会定例会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番後藤良郎議員、7番赤間幸夫議員を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（色川晴夫君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月7日から12月11日までの5日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの5日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（色川晴夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より行政報告の申出がありますので、これを許可します。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日、第4回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

本日提案いたします議案は、条例の一部改正及び廃止が8件、指定管理者の指定が1件、令和5年度補正予算が6件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和5年9月22日以降の町政の諸報告につきまして、

簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。9月22日に第3回松島町議会定例会を招集し、10月6日までの会期において、条例の一部改正、令和5年度補正予算及び令和4年度決算認定、人事案件についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

10月14日及び15日の2日間では、昨年に引き続き国、県等のご協力をいただき松島海岸地区の国道45号を通行止めにし、交通社会実験と併せてにぎわいイベントを開催いたしました。これまでの実施結果を基に関係機関と協議を重ね、今後の方向性について検討してまいります。

10月19日から24日まで、韓国麗水市において世界で最も美しい湾クラブ総会が開催されました。総会では、国連により定められた世界環境デーである6月5日に全世界一斉のクリーンアップ活動を行い、世界20の国と地域42の加盟湾が一体となって活動していくことなどが話し合われました。

10月29日には松島町文化観光交流まつりとまつしま産業まつりが同時開催され、会場となった文化観光交流館は多くのお客様が来場されました。また、文化観光交流まつりの開会式に引き続き、令和5年善行者・功労者表彰式を行い、長年にわたる活動等で各分野に貢献された14名の方々を表彰いたしました。

11月3日には磯島での松島町総合防災訓練を実施し、地域住民の皆様、各関係機関の協力の下、地震、津波、土砂災害を想定した訓練を行いました。

11月15日には全国町村長大会が開催され、国に対し少子化対策の推進とこども・子育て政策の強化等について強く求めることを決議いたしました。

11月23日には、松島大漁かきまつり in 磯島が開催され、町内外の多くの方が磯島を訪れていました。また、伊藤環境大臣もご来場になり、他のお客様とともに松島のカキを堪能していただきました。

次に、要望等でございますが、11月1日には東北地方整備局長及び宮城県知事に対し、吉田川流域の河川整備促進及び災害防止対策等についての要望書を提出しております。

11月2日には、宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、令和6年度予算編成並びに施策に関する要望を行っております。

11月6日には、宮城県知事及び宮城県議会議長に対し、塩釜地区2市3町における重要路線の整備の促進や広域観光の充実に向けた支援等17項目について要望書を提出しております。

12月4日には、宮城県知事に対し、仙石線の運行本数の保持等10項目について要望書を提出

しております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明に代えさせていただきます。

本日はよろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告はお手元に配付しております。概要を申し上げます。

1の出納検査・監査については、記載のとおり例月現金出納検査を行っていただいております。

2の請願・陳情・意見書等の受理については、意見書等2件、陳情1件を受理しております。

3の行政視察については、令和5年11月16日に埼玉県滑川町議会11名が来町されました。

4の会議等については、9月22日、令和5年第3回松島町議会定例会から、2ページ目の11月1日、松島町消防団忘年会まで52件の各種行事がございました。

5の議会だよりの発行については、12月1日に第156号が発行されております。

6の委員会調査及び7、議員派遣、1、研修について、それぞれ調査、研修等が行われたほか、2、議会報告会を12行政区におきまして11月4日から26日まで開催しております。4ページ目には議会報告等の記載をしております。

議長の諸報告は以上となります。

このほか、一部事務組合議会等の組合議員から報告書の提出がありました。

令和5年9月定例会以降に開催された組合議会は、塩釜地区消防事務組合議会、宮城東部衛生処理組合議会になります。

以上で、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 常任委員の選任

○議長（色川晴夫君） 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

常任委員の任期は、委員会条例第3条の規定により2年で任期満了となりますので新たに常任委員を選任します。

お諮りします。委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

それでは、指名内容を事務局長より報告させます。千葉局長。

○事務局長（千葉浩司君） それでは、議席順で報告します。

総務経済常任委員会。菅野隆二議員、櫻井 靖議員、赤間幸夫議員、高橋幸彦議員、阿部幸夫議員、今野 章議員、色川晴夫議員の7名です。

教育民生常任委員会。米川修司議員、櫻井貞子議員、中島一都議員、後藤良郎議員、小澤陽子議員、片山正弘議員、高橋利典議員の7名。

広報広聴常任委員会、全議員14名。

以上です。

○議長（色川晴夫君） お諮りします。常任委員の選任については、ただいま事務局長が報告したとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。よって、常任委員は事務局長の報告のとおり選任することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩に入りまして各常任委員会を開催し委員長及び副委員長を互選願います。

なお、議長から使用する場所を指名させていただきます。総務経済常任委員会は302会議室、教育民生常任委員会は303会議室をそれぞれ使用してください。その後、広報公聴委員会を議員控室で行います。

では、暫時休憩します。執行部の皆さんは、この場でお待ちください。

午前10時11分 休 憩

---

午前10時19分 再 開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

ここで傍聴のお申出がございます。[REDACTED]外2名でございます。

それでは、各常任委員会の正副委員長について事務局長より報告をさせます。千葉局長。

○事務局長（千葉浩司君） 報告します。

総務経済常任委員会委員長に菅野隆二議員、副委員長に櫻井 靖議員、教育民生常任委員会委員長に小澤陽子議員、副委員長に米川修司議員、広報広聴常任委員会委員長に今野 章議員、副委員長に櫻井 靖議員。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ただいま事務局長が報告したとおり、各常任委員会の正副委員長が選任されました。

---

#### 日程第5 議長の常任委員の辞任

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

本件については議長の除斥事項に該当しますので、副議長に交代をさせていただきます。

○副議長（高橋利典君） それでは、議長に代わりまして議事を進行させていただきます。

お諮りいたします。議長は公平無私の立場であり、議会運営上、中立性を保持する理由から総務経済常任委員会を辞任したいとの申出があります。本件について、申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋利典君） 異議なしと認めます。よって、議長の総務経済常任委員会の辞任を許可することに決定いたしました。

議長の除斥を解きます。議長と交代いたします。

---

#### 日程第6 議会運営委員の選任

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。慣例に倣い、委員6名のうち総務経済常任委員会及び教育民生常任委員会より3名を選出します。指名は、それぞれの常任委員会の委員長2名と先例を考慮して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

それでは、指名させていただきます。総務経済常任委員会から菅野隆二議員、櫻井 靖議員、今野 章議員、教育民生常任委員会から櫻井貞子議員、小澤陽子議員、片山正弘議員、以上6名を議会運営委員に指名します。このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩に入りまして、議会運営委員会を303会議室で開催し委員長及び副委員長を互選願います。

それでは、暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

---

午前10時27分 再開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長が選任されましたので議会事務局長より報告させます。千葉局長。

○事務局長（千葉浩司君） 報告します。

議会運営委員会委員長に櫻井 靖議員、副委員長に櫻井貞子議員。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ただいまの報告のとおり議会運営委員会の正副委員長が選任されました。

---

---

日程第7 議員提案第5号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議員提案第5号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由を述べさせていただきます。

令和5年8月7日、人事院におきまして国家公務員に係る給与の改定についての勧告が出され、一般職の国家公務員に対して支給する期末勤勉手当の支給割合の引上げに準じ、特別職の国家公務員の期末手当の支給割合についても引き上げる措置が講じられることになりました。本町議会議員においても人事院勧告の趣旨を尊重し、社会情勢に適応した給与水準を保つため、期末手当の支給割合を年間で0.1月分引き上げるものでございます。議員各位のご賛同をよろしく願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 提出者からの説明が終わりました。

---

---

日程第8 議案第72号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第72号松島町長等の給与に関する条例の一部改正につい

てを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第72号松島町長等の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑みた一般職の国家公務員の期末手当の引上げに準じ、特別職の国家公務員の期末手当が引き上げられることに伴い、本町においても特別職に支給する期末手当の引上げを行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、松島町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書後ろから2枚目、条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例改正につきましては、条立てで改正するもので、特別職に支給する期末手当の年間の支給割合について特別職の国家公務員の支給割合に準じ、現在の3.30月から0.1月引上げ、年間3.40月とするものです。

第1条関係の改正につきましては、令和5年度分に係る改正で6月期が支給済みであることから、12月の支給割合を1.65月から0.1月引上げ1.75月とし、年間の支給割合を3.40月とするものです。

第2条の改正につきましては、令和6年度以降の期末手当について、6月期と12月期の支給割合をそれぞれ1.70月とし年間の支給割合を3.40月とするものです。

附則第1項になりますが、本条例の施行期日を第1条は公布の日から施行し、第2条は令和6年4月1日から施行することを規定するものです。

また、附則第2項において改正後の条例第1条の適用を令和5年12月1日とするもので、附則第3項は第1条による改正前の条例に基づき支給された給与は改正後の条例に基づく給与の内払いとみなすことを規定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第73号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第73号職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、令和5年8月7日の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員の給料、期末手当及び勤勉手当が引き上げられることに伴い、本町においても一般職の職員の給料等について引上げを行うものであります。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律が令和5年4月28日に公布されたことに伴い、必要な事項の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書、後ろから3枚目、条例に関する説明資料をご覧ください。

今回の条例改正につきましては条立てで改正するもので、改正条例第1条につきましては、法改正に伴う文言の整理を行うとともに、人事院勧告に即して令和5年度分の期末勤勉手当の支給割合及び行政職給料表の改正を行うものです。

また、第2条につきましては、令和6年度分以降の期末勤勉手当の支給割合の改正を行うものです。

資料1ページ、第1条関係についてですが、第3条及び2ページの第19条の2の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正において、新型インフルエンザ等緊急対策の文言が特定新型インフルエンザ等対策に改正されたことから本条例で引用している文言について整理するものです。

1ページ、第17条につきましては期末手当の引上げについての改正であり、第18条につきましては勤勉手当の引上げについて改正するものです。改正内容につきましては、1ページ後段から2ページにわたりますが、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の支給月数を表に記載のとおり改正するものであり、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末勤勉手当の年間支給月数を4.40月から0.1月引上げ

4. 50月とするものです。また定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の年間支給月数を2.30月から0.05月引上げ2.35月とするものです。

次に、別表第1についてですが、新旧対照表の3ページから6ページまでにA3判で行政職給料表の新旧対照表を添付しておりますが、国の行政職俸給表と同様の改正を行うものであり、職務給の1級から7級まで全ての号俸において1,000円から1万2,000円までの範囲で増額となるものです。

2ページの第2条関係についてです。

第17条につきましては1ページ同様に期末手当の引上げについて、第18条につきましては勤勉手当の引上げについて改正するものです。改正内容につきましては、2ページ後段から3ページにわたりますが定年前再任用短時間勤務職員以外の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末勤勉手当の支給月数を表に記載のとおり6月期と12月期それぞれ均等にするよう改正するものです。

附則第1項、施行期日になりますが、第1条については公布の日、第2条については令和6年4月1日とするものです。

また、附則第2項において、改正後の条例第17条、18条、別表第1について令和5年4月1日から適用することとするもので、附則第3項は第1条による改正前の条例に基づき支給された給与は改正後の条例に基づく給与の内払いとみなすことを規定するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第10 議案第74号 松島町手数料条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第74号松島町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第74号松島町手数料条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律により、公布の日から起算して5年を超えない範囲で政令で定める日までに、戸籍謄本等の交付事務について本籍地以外での交付事務（いわゆる広域交付）及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る制度が開始されることになっております。これにより新たに追加される手数料徴収事務を規定

するため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正されることに伴い、改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、手数料条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書つづり、一番後ろのページより2枚目の条例に関する資料をお開き願います。

条例の概要の部分になります。戸籍法の一部を改正する法律によりまして、公布の日から起算して5年を超えない範囲で政令で定める日までに、戸籍謄本等の交付事務について本籍地以外での交付事務及び戸籍電子証明書、提供用識別符号等の発行に係る制度が開始されることとなったことに伴いまして、新たに追加される手数料徴収事務を規定するため行うものであります。この条例の一部改正に伴い、まずは戸籍の広域交付が可能となります。そして、戸籍電子証明書提供用識別符号発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行につきましては、戸籍謄本、また、除籍謄本に替わる新たな事務として追加されたものとなっております。また、今回の一部改正における元の法律は、戸籍法の一部を改正する法律の一部改正に基づくものであり、これは令和5年5月に改正されております。

なお、5年を超えない範囲で政令で定める日までに自治体において定めることと国で示されておりますが、本政令は、令和5年12月6日公布になったことに伴いまして、令和6年3月1日からの施行に遺漏のないよう求められていることと併せ、3月1日に住民より発行を求められた場合に対応できるよう今議会に提案させていただいたものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第11 議案第75号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程11、議案第75号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第75号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、本条例で特定利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準として、基準府令第6条第2項の規定を適用する場合の読替規定について読替え内容の一部を見直すものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、本条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書つづり、一番後ろのページの条例に関する資料をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、今年4月1日に発足しましたこども家庭庁に伴う改正となっているものについて対応しているものであります。今回の改正は10月に通知があったものに基づくものであり、読替規定について読替え内容の一部を見直す内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第12 議案第76号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第76号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第76号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島町公共施設等総合管理計画及び松島町集会施設個別施設計画に基づき、公共施設の老朽化及び集会施設の配置の適正化を図る観点から1施設を廃止するため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由説明が終わりました。

---

日程第13 議案第77号 松島町国民健康保険税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程13、議案第77号松島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第77号松島町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されました。これに伴い、国民健康保険の被保険者が出産する予定の場合、または出産した場合に、地方税法施行令で定める基準に従い、条例で定めるところにより当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するため改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、本条例の一部を改正する内容について説明させていただきます。

議案書つづり、一番後ろのページより2枚目の条例に関する資料をお開き願います。条例に関する説明資料の内容をご覧ください。

第23条第3項におきまして、単胎妊娠、1人を出産の場合は出産予定月の前月から出産予定月及び翌月、翌々月と計4か月分を減額する内容となっております。また、併せて多胎妊娠、双子以上を出産する場合は出産予定月の3か月前から6か月分を減額する内容となっております。国民健康保険税は世帯主課税となっておりますので、出産する方の所得割と均等割額が全体の国民健康保険税より産まれる児童数に応じて減額となる予定であります。条例の施行は政令にもあるとおり令和6年1月1日となっていることから、今年の11月に出産した場合は計4か月分が減額にはならず施行日から適用となる1か月分のみの減額となります。

あわせて、第26条第1項第1号の天災により特別の事情にある者を天災その他特別の事情のある者と字句修正が生じておりますが、これは地方税法の文言に合わせて改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議案第78号 松島町営炭窯等条例の廃止について（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第78号松島町営炭窯等条例の廃止についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第78号松島町営炭窯等条例の廃止について提案理由を申し上げます。

今回の条例の廃止につきましては、都市計画道路根廻・初原線道路整備事業及び施設の老朽化を踏まえ、松島町営炭窯及び林業研修館を廃止することに伴い、条例を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 初めに、資料1の松島町営炭窯等廃止についてをご覧願います。

町営炭窯等は平成12年度に県補助金を活用しまして、炭窯と林業研修館を根廻字清水地内に建設し、林業に関する知識の向上などを目的に平成17年度に条例を制定しております。

3の炭窯等の廃止の背景等では、①の炭窯の課題といたしまして、炭焼き体験は体験に数日間を要すること、指導する熟練者が引退するなど炭窯の維持管理、利用者への適切なサービスが提供できずにいたこと、また建設後20年以上が経過した炭窯は破損や老朽化により平成24年度以降使用されておられませんでした。

次に、現在の炭窯の状況ですが釜や付属部品に亀裂等が入っている状況でございます。

次のページに移りまして、②の林業研修館の課題といたしまして、都市計画道路根廻・初原線道路整備工事区間に当該施設があるため撤去が必要となります。

結論といたしまして、炭窯は老朽化や熟練者の引退などで活用が見込めなかったこと、林業研修館は都市計画道路根廻・初原線道路整備工事区間にあるため撤去が必要になることから、両施設とも廃止が妥当と判断しております。また、子供たちなどの森林教育の場として既存施設を活用できないか今後検討をしております。

なお、施設廃止の判断といたしまして関係者と協議を行っておりまして、主な意見といたしましては、「林業研修館は町内小学生の森林学習の拠点となるべきもので、町と森林組合が

協力して森林学習を行ってほしい」「炭窯や研修館は廃止の方向でよいのではないかな。既存施設を今後活用できないか検討してほしい」との意見をいただいております。

また、本日は資料2、町営炭窯等利用状況、資料3、位置図、配置図及び現況写真を添付しておりましたのでご参照願います。

次に、条例に関する説明資料をご覧ください。

附則第1項の施行期日については令和6年4月1日、それから同第2項では本条例の廃止によりまして暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の中で引用する本条例(施設)の名称を削除いたします。

以上で説明を終わります。

○議長(色川晴夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第15 議案第79号 松島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について(提案説明)

○議長(色川晴夫君) 日程第15、議案第79号松島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第79号松島町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律が令和5年4月28日に公布されたことに伴い、必要な事項の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(色川晴夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

日程第16 議案第80号 指定管理者の指定について(提案説明)

○議長(色川晴夫君) 日程第16、議案第80号指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第80号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

松島町児童館及び留守家庭児童学級の指定管理者を公募したところ2団体からの申込みがあり、町の選定委員会の審議の結果、事業計画の内容が具体的かつ現実性があり、県内の類似

事業における安定した業務実績もあることから、指定管理者として効果的かつ効率的な施設の管理運営と町の子育て支援施策のさらなる向上が望めると判断し、株式会社アンフィニを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

この後、一般会計補正予算に入りますのでここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認め、休憩に入ります。11時10分に再開します。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

---

日程第17 議案第81号 令和5年度松島町一般会計補正予算（第5号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第81号令和5年度松島町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第81号令和5年度松島町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和5年8月7日付の人事院勧告を鑑みた給与の改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費、共済組合標準報酬月額の時決定等に伴う不足額及びその他実績見込みによる職員手当等を補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、6ページをお開き願います。

2款総務費1項10目諸費につきましては、震災復興特別交付税の精算に係る返還金について補正するものであります。

7ページの3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、社会保障・税番号制度に係る各種

システムにおいて氏名の振り仮名の追加に要するシステム改修経費を補正するものであります。

8ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、国民健康保険特別会計の人件費について精査し、国民健康保険特別会計繰出金を補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る障害者自立支援給付審査支払等システムの改修経費について補正するものであります。

3目老人福祉費につきましては、食数の実績見込みに伴い宅配夕食サービス事業業務委託料について増額するとともに、令和4年度老人クラブ育成事業費県補助金の額の確定に伴い返還金について補正するものであります。また、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い後期高齢者医療特別会計繰出金について補正するものであります。

9ページの5目介護保険対策費につきましては、介護保険特別会計の人件費について精査し、介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

8目物価高騰対応重点支援給付金事業費につきましては、令和5年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策における低所得世帯支援策の拡大に伴い、非課税世帯に対し7万円を給付するための事業費について補正するものであります。

2項3目保育所費8目児童館費、10ページをお開き願います、5款労働費1項1目勤労青少年ホーム費につきましては、幼児教育の財源として個人よりご寄附を頂いた寄附金により、保育所、児童館及び勤労青少年ホームの図書等の購入費について補正するものであります。

13ページをお開き願います。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業会計の人件費について精査し、下水道事業会計負担金を補正するものであります。

16ページをお開き願います。

10款教育費6項1目幼稚園費につきましては、幼児教育の財源として個人よりご寄附を頂いた寄附金により、図書等の購入費について補正するものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

17款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました社会保障・税番号制度に係る各種システムの改修に対するものであります。

2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付審査支払等システムの改修及び物価高騰対応重点支援給付金事業に対するものであります。

18款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定によるものであります。

20款寄附金1項5目幼児教育費寄附金につきましては、個人より幼児教育施策に活用してほしいとのご意向で寄附を頂いたものであり、歳出でご説明しました保育所、児童館、勤労青少年ホーム及び幼稚園の図書等の購入費に係る財源として充当するものであります。

4ページをお開き願います。

21款繰入金1項3目介護保険特別会計繰入金につきましては、令和4年度塩釜地区介護認定審査事業の精算金を介護保険特別会計より繰入れするものであります。

23款諸収入5項2目雑入につきましては、過年度療養給付費の確定に伴う後期高齢者医療広域連合負担金の精算金及び歳出でご説明しました宅配夕食サービス事業の食数の実績見込みに伴い補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

また、17ページについて、児童館及び留守家庭児童学級指定管理業務ほか3業務について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） それでは、主要事業説明資料に基づき説明させていただきます。

補正予算事項別明細書は9ページとなります。

3款民生費1項8目物価高騰対応重点支援給付金事業費につきましては、事業費1億1,444万7,000円となり、これら事業費は全て国費で賄われるものとなっております。

事業の目的になります。令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴いまして、物価高騰による影響を受ける住民税非課税世帯に対しまして1世帯当たり7万円を給付する内容となっております。

事業概要でございます。基準日は令和5年12月1日現在、松島町に居住している世帯を対象としており1,600世帯を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

号) (提案説明)

○議長 (色川晴夫君) 日程第18、議案第82号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第82号令和5年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和5年8月7日付の人事院勧告を鑑みた給与の改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費を補正するものであります。また、産前産後期間の国民健康保険税免除措置に伴うシステム改修費及び過年度分保険給付費等交付金の額の確定に伴う返還金について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金等を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (色川晴夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第83号 令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) (提案説明)

○議長 (色川晴夫君) 日程第19、議案第83号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長 (櫻井公一君) 議案第83号令和5年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定に伴い補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (色川晴夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第20 議案第84号 令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第3号) (提案説明)

○議長 (色川晴夫君) 日程第20、議案第84号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第3号) を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第84号令和5年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和5年8月7日付の人事院勧告を鑑みた給与の改定に伴う職員及び会計年度任用職員の人件費を補正するもののほか、令和4年度塩釜地区介護認定審査事業負担金決算に伴う精算金及び一般会計繰出金について補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。また、地域包括支援システムリースほか3業務について、債務負担行為を設定するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第85号 令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第21、議案第85号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第85号令和5年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和5年8月7日付の人事院勧告を鑑みた給与の改定及び時間外勤務見込みによる人件費について補正するものであります。これにより、水道事業費用の総額を5億7,274万2,000円、資本的支出の総額を3億1,153万1,000円とし、資本的収支不足額3億782万円の補填財源のうち、過年度分損益勘定留保資金2億5,843万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第22 議案第86号 令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）  
（提案説明）

○議長（色川晴夫君） 日程第22、議案第86号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第86号令和5年度松島町下水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、令和5年8月7日付の人事院勧告を鑑みた給与の改定及び時間外勤務見込みによる人件費について補正するものであります。これにより、下水道事業収益の総額を10億1,555万9,000円、下水道事業費用の総額を10億1,621万9,000円、資本的支出の総額を5億176万3,000円とし、資本的収支不足額1億3,782万9,000円の補填財源のうち、当年度利益剰余金処分量を881万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

---

### 日程第23 一般質問

○議長（色川晴夫君） 日程第23、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして質問を許します。

2番米川修司議員。米川議員は登壇の上、質問願います。

〔2番 米川修司君 登壇〕

○2番（米川修司君） 2番の米川修司でございます。

早いもので間もなく議員1期目の折り返し地点を迎えようとしておりますけれども、そこでイメージチェンジを図っているというのはあるんですが、外見の変化はどうでもいいとしまして、まずもってこれから一般質問9名を予定していますけれども、一般質問の対応にまず感謝の意を示したいと思っております。一般質問は議員にとっては当たり前の権利と言えるのかもしれませんが、やはり班長が答弁を作成して、課長が町長に対してレクを実施して、それからこの一般質問の当日を迎えるということで、これは通常業務と並行してということですから、場合によっては、ほかに進めたい業務を後回しにしてこの一般質問に対応してくださっているというところも多々あると改めて認識しております。この本定例会の一般質問の1番打者を務めるわけですが、1番打者だからこそ、この謝意を示したいと思ってまず冒頭で申し上げました。本日はよろしくお願いいたします。

では、通告に沿って一般質問させていただきます。

早速、（1）であります。学校図書館は全ての学校に置かなければならないと学校図書館法に規定されておりますけれども、本来は教職員や資料・場所が機能した学びの場であるとこ

ろ、本町においては、図書が集められている場、すなわち図書室にとどまっているのではないかと私自身懸念しております。

そこで①の質問ですけれども、読書センター機能につきまして現在の蔵書構成はバランスが十分に取れていないと認識しております、一部の児童生徒にとっては読みたい本が手に入らないと感じていると想像するところでありますけれども、図書選定に関しまして組織的かつ計画的に行うための具体的対策をどのように講じていらっしゃるか、まずお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 米川議員の一般質問に関しましては、教育に関する質問でございますので教育委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 学校図書館の蔵書につきましては、文部科学省におきまして学級数に応じた標準蔵書数が定められておりますが、当町においては、ほとんどの学校がその標準冊数を超える蔵書をしている状況でございます。

蔵書構成につきましては、公益社団法人の全国学校図書館協議会で標準となる図書分類の比率を示しておりますが、実際の構成は各学校の特色に応じた構成となっております。

新たな図書の選定に当たりましては、児童生徒で組織する図書委員会の意見も聞きながら図書司書や司書教諭、図書担当教諭が協議しながら、授業に必要な本や児童生徒の興味を持つ本などを選定しております、学校の実情を踏まえて計画的に整備しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 各学校の特色に応じた蔵書構成ということで理解しております。文部科学省が平成28年度に定めた学校図書館ガイドラインによりますと、蔵書構成に関しましては児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和の取れた蔵書構成となるよう選定に努めると明記されております。本町の各小中学校におきましては、全国学校図書館協議会が令和3年度に改定しました学校図書館メディア基準を参考にしましてバランスのよい蔵書構成を決めていると認識しているんですけれども、蔵書の配分比率に関しては残念ながら現状の割合と目指す蔵書割合構成が部分的に乖離している分類が存在していると認識しています。

具体的に言いますと、小学校の歴史図書は全体の18%を目指しているところ、現状は7%にとどまっていること、あとは中学校の歴史図書は全体の16%を目指しているが現状は8%、

自然科学図書は15%を目指しているが現状は5%にとどまっていると把握しております。こちら蔵書構成の中で一番大きいのはやはり文学ということで、小学校、中学校ともに文学だけで50%超というところでもありますから、なかなかここは理想の配分比率まで達するのはなかなか大変だと認識しております。

また、学校図書館ガイドラインによりますと、図書選定に関しましては図書館資料の選定が適切に行われるよう明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的、計画的に行うよう努める、図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うように努めると明記されております。

本町におきましては、小学校では歴史図書の購入が全体の25%、中学校では歴史図書と自然科学図書の購入がそれぞれ全体の15%となっておりまして、バランスのよい蔵書構成に近づくよう考慮しながら図書を選定されているということが見て取れます。こちら子供希望を考慮しますと、やはり文学に関する図書を要してほしいというのがやはり多くて、新しい図書の選定についても文学が50%を占めるというところで、こちら図書選定というのはなかなか大変だと改めて実感しております。

図書室に配置する新書を選定するまでの流れとしましては、学校司書が児童生徒の希望を吸い上げるのはもちろんのこと、教員の要望を聞き取る、図書担当の教員に相談するといったことを通じまして、学校司書が中心となって図書選定を進めていると認識しております。しかしながら、これからは新書の必要性であったり価値というものを十分に吟味しつつ、バランスのよい蔵書構成を目指す目的におきまして、より組織的に計画的に図書選定を進めていただきたいと思っております。具体的には（仮称）学校図書館運営委員会といったような組織を設置しまして、校長から学校司書、教員、司書教諭、図書委員会が力を合わせて取り組む、必要に応じて教育委員会や勤労青少年ホーム図書室が学校図書館運営委員会に対して間接的にでも協力するといった体制づくりが望ましいと考えております。こういうのがなかなか難しいとなりますと、いや、やはり外部にそういった機能を、学校内が無理なら外部に設置するというのが望ましいと考えておりますけれども、そういったところも今後考えていただければと思っております。

続いて、②の質問に移ります。

学習・情報センター機能につきまして、図書館を活用した現在の授業時数を踏まえまして、興味・関心があることなどを本や資料を活用して調べる時間が十分に確保されていないと私

は認識しておりますけれども、学校司書との連携を含めまして町は現状どのように認識しているか、お尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 文部科学省が定める学校図書館ガイドライン、こちらでは学校の図書室に読書センターのほかに学習センター、情報センターとしての機能が発揮できるようにすることが望ましいとされております。そのために、現在も発達段階に応じた図書資料の整備を図りまして図書室を活用した授業を行っているところであります。子供に活字の大切さを教えていきながら、併せてタブレット端末等を活用し、興味があることに対して調べる時間を確保し、児童生徒の健全な教養の育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁でタブレットの使用という言葉もありましたけれども、私もそれはとても効果的だと認識しております。が、タブレットで代用するのが難しいというのも、もちろん画像ですとかCGとかタブレットのほうが有用であるのは認識しているんですけども、やはり小中学生には百科辞典であったり歴史書というのは直接手に取って読んでほしいという思いが強くなりまして、ただ町内の図書室を拝見しましたけれども、百科辞典、図鑑については昭和に発行されたものがそのまま保管されておったり、なかなかアップデートが大変なところだとは強く感じておりました。

学校図書館ガイドラインによりますと、教育課程等の関連を踏まえた学校図書館の利用指導、読書指導、情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的、継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましいと明記されております。本町の小中学校におきましては、図書室を活用した1クラス当たり平均年間授業時数に関しまして、国語、社会、総合的な学習の時間がそれぞれ1時間にとどまっております。ここで町と認識を共有しておきたいのですが、図書室が全教科を横断的に俯瞰的に捉えることのできる位置に在ること、加えまして、全教科を縦割りではなく横断的に見まして各教科学習等に必要な資料や情報を提供できるだけではなくて、教科間や活動間の連絡調整役を担うことができるということを踏まえまして、学校は図書室をより計画的に活用することが望ましいと考えておりますので、そのあたりをお願いできればと思っております。

また、本町の小中学校におきましては、興味、関心があることや学習に関する本や資料を活用して調べている児童生徒が少ないと私は把握しております。学校図書館ガイドラインによりますと、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう各者がそれぞれの立場で求

められている役割を果たした上で、互いに連携協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましいと明記されております。まずは教員の皆さんが、より積極的に学校司書の方と連携するのがやはり望ましいのではないかと考えております。

一方で、本を読むのが好きな中学生の数は私の予想を上回るものでありまして、図書室を利用する小学生はコロナ禍の間に増えたと把握しているところもあります。学校図書館ガイドラインによりますと、その前に最近のニュースで、日本の15歳の読解力というものが前回15位だったものが世界3位まで急上昇したという報道がありまして、こちらもちょうどこの一般質問の原稿書いているところで参考になるところでありました。本町でもそういうところが少なくないと認識しております。

また、学校図書館ガイドラインによりますと、学校図書館の運営の改善のためにP D C Aサイクルの中で、校長は学校図書館の館長として学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき運営の改善を図るように努めると明記されております。学校は図書室の運営に関しまして、授業での活用状況から児童生徒の姿からの気づきであったり、児童生徒の読書に対する関心、意欲、態度であったり、学力の状況であったり、家庭や地域との連携に至るまで、これから学校が何をすべきか評価するのが望ましいと強く思っております。特に家庭や地域との連携というところですけどもこれがなかなか、学校内が無理、難しいというのであれば、やっぱりそういう機能は外部に設けることが自然なのかなと、そうするのがふさわしいのかなという思いも強くあります。

それでは、③の質問に移ります。①、②のほかに教員のサポート機能、児童生徒の居場所の提供、家庭・地域における読書活動の支援といった観点から図書館は登校時から下校時まで常時開館するのが望ましいと考えていますけれども、今後どのような方針で図書館の運営を進めていくかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） まず小学校におきましては、登校時から下校時まで授業の時間以外は図書司書や図書委員により常時開館をしているような状況でございます。また、中学校におきましては図書司書が勤務している時間帯での開館となっております。中学校は下校時間が遅いということから放課後までの開館は行っていないという状況でございます。今後は図書司書の勤務時間の割り振りについて検討させていただきまして、下校時までの開館等も目指してまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 図書司書の勤務時間の見直しというのは、私も必要なのではないかと最近思っていました。そのあたりも前向きに検討いただければと思います。

学校図書館ガイドラインによりますと、学校図書館は可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となり得ることなどを踏まえまして、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めると記されております。ただ小中学校の現場の方から見ますと、やはりそういった場合はセキュリティーの問題など生じるというところで、なかなか今すぐどうこうというのは難しいと私も認識しております。しかしながら、本町におきまして、登校時から下校時までの図書室に自由に出入りできる時間は、小学校が行間休みと昼休み、中学校が昼休みだけとなっておりますなかなか大変なところですよ。

なお、第五小学校のように図書室資料の一部が学級文庫として分散することによりまして児童が図書室資料を気軽に活用しているといった側面も把握しておりまして、そういったところはとても有意義だと認識しております。

児童生徒の居場所の提供に関しましては、昼休みや放課後の図書室は教室内の固定された人間関係から離れまして児童生徒が1人で過ごす場であったり、年齢の異なる様々な人々との関わりを持つことができる場となります。児童生徒がこのような図書室を校内における心の居場所としていることも少なくないと認識しております。本町におきましても、松島中学校では、最後の中体連から高校受験が終わるまで、昼休み以外であっても図書室を利用するだったり、第五小学校では養護教諭や教務主任と一緒に図書室で授業時間を過ごすといったケースが以前にあったということも把握しております。加えまして、放課後の図書室というのは放課後の児童生徒に安全安心で過ごせる場を提供することもできるということで、こちらは既に取り組んでいる小学校の放課後子ども教室を図書室で実施してみるとか、そういったところが有用ではないかと考えております。

また、家庭・地域における読書活動の支援に関しまして、図書室を学校の児童生徒や教員だけでなく、地域住民全体のための文化施設として有効に活用できるようにすべきとする要請も多くなっております。このような要請の下、例えば、家庭と連携して読書活動を進めるため親子貸出しの実施など保護者等の図書室利用を可能とする取組であったり、図書室を地域住民全体の文化施設と位置づけまして、放課後や週末に他校の児童生徒や地域の大人にも開放する取組などを通じまして、地域における読書活動の核として図書室の施設などや、その機能の活用を図っている例もあります。図書室を教員が積極的に利用する、図書委員会の活

用を充実させる、図書ボランティアの協力を得るといったことも想定されまして、図書室が登校時から下校時まで常時開館しているのがやはり望ましいと考えております。そのあたり、改めて町の見解をお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） お話しいただきました地域への開放ということに関しましては、なかなかやはり不特定多数の方が出入りするということも出てくると、学校のセキュリティー上、今いろいろな事件等も発生していることからなかなか難しいところがあるのかなとは考えております。ただ、例えば、学校の時間帯の中で図書室が居どころとなるような形で司書が対応できるようなときであれば、柔軟にその辺は有効に図書室を活用していくということは考えられますので、その辺は今後学校といろいろ相談させていただきながらなのかなとは考えております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） ぜひお願いできればと思います。今の答弁にありましたようにできるだけ柔軟にということで対応をお願いできればと思いますし、特に、今のところ、法令上は学校図書館という位置づけでありますけれども、なかなか学校図書館に求められている役割というのを担いきれていないという認識がありまして、まだ図書室と、実際図書室と呼ぶわけですけれども、名実ともに学校図書館とそういったところに至るように、少しずつでも前進できるように今後も対応をお願いできればと思っておりますので、ぜひよろしく願いしたく思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） いろいろご指摘いただいて参考になる内容もお話ししていただきました。一つ一つあと精査しながら、メモしておりましたのでやっていきたいなと思っております。ただ、前段のほうで調べている回数がだんだん少なくなっているのではないかとというご指摘もありました。確かにタブレットが入ってきて、今までの読書の在り方について子供たちは様変わりしています。やはり文字を読むということに対してよりは、タブレットをささっと調べたほうが手取り早いと。ただ、うちの町は幼稚園では読み聞かせをしております。1年から3年までは年間50冊は読みましょうねと、それから3年から6年までは40冊は読みましょうね、中学校1年、2年、3年については20冊と。なぜか高学年になるにつれて冊数が減るのは本の厚さが違ってくるということでございます。1年生は絵本とかで1冊ということになりますので、卒業するまで330冊は読みましょうねということで、それを各学

校の先生方、あるいは司書、あるいは司書教諭さんが理解して取り組んでいただいています。

それで今年、第五小学校は文部科学大臣賞を読書で取っております。それはいろんな読書をする、何ていうんでしょう、仕掛けをたくさんしておりますけれども、この賞を取るにはたくさんの子供たちが本をたくさん読まなきゃ取れないということに尽きるところがありますので、今後もそういうご指摘をいただいたことを踏まえながらやっていきたいと思っております。校長先生方には子供たちにこう伝えてくださいと、1日4度の飯を食いなさいと。朝昼晩、これはご飯とかですね、4つ目は読書の飯を食ってくださいということで1日4度の飯を食ってくださいというようなことで子供たちに伝えてください、その飯は栄養になって思考力や想像力や理解力になるよということも伝えてくださいと言っております。

センター機能としたり、そういうことのお話もいただきました。そこら辺は弱い部分があります。開放についても今今というわけではないんですけれども、あとスタッフで全員で考えながら、あと学校の校長先生とかと考えながら、何ていうんでしょう、検討してみたいなと思っております。以上ですけれども、総括的にお話しさせていただきました。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。今教育長から総括的な答弁をいただきまして、まず読書量がちゃんと担保されているというのはよく分かりましたし、タブレットも効果的に活用されていると思っております。あとは、やはりタブレットと書籍の使用するバランスというのは大事だと思っております。確かにタブレットを使用すると情報量をはるかに書籍を上回る、読書に上回るわけですけれども、直接本に触れることの定着度が高まるという側面もありますので、引き続きそういったバランスも考慮しながら小中学校の指導に当たっていただければ強く思っております。

それでは、（1）の質問は以上とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。今（1）これで終わるといようなことでございます。今度は（2）となりまして、2つの項目があります。この後、これを全部やりますと12時を過ぎるといようなことございますので、ここで休憩に入りたいと思います。午後から（2）をしていきたいと思っておりますけれども、ご了承いただけますか。

○2番（米川修司君） はい。

○議長（色川晴夫君） ここで休憩に入りたいと思います。再開は13時といたします。

午前11時50分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして一般質問を継続します。

米川議員。（2）からですね。

○2番（米川修司君） 引き続きよろしくお願ひします。

今日はあいにくの空模様でありまして、そのせいか、ちょっと午前中は自分の表情が曇っていったのではないかとちょっと反省しておりますけれども、午後にはできるだけ明るく進めようと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

（2）であります。それで（2）ですけれども、所管を一部またぐような内容でありまして本来は別の質問として通告すべきだったかもしれませぬけれども、私としましては（1）の質問のやり取りの延長上にある位置づけと思ひておりますので、今回あえてセットで通告させていただきました。

では、（2）です。勤労青少年ホームにおきまして運営されているものは社会教育法上の公民館図書室と呼ばれるものでありまして、図書館法に基づいて設置されている図書館というものには該当しておりませぬ。

それを踏まえまして①の質問です。町内の多種多様な情報資産を結びつけるハブとなり得る図書館というものを町の社会基盤と捉えまして、将来的には公民館図書室と存置する形で図書館を新たに設置する考へはないか、まずお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 町の図書室は、中央公民館、現在のインフォメーションルームの中に当初ありましたが、手狭となったということもありまして、さらに高城町の商店街活性化の一助ということもありまして、勤労青少年ホームの体育館を改修して平成18年度に移設した経過がございます。

現在の図書室は図書館法に基づかないものでありますが、国の図書館の設置及び運営上望ましい基準から著しくそれることなく、町の条例で定めぬ身近な図書室として現在まで設置、運営されておきまして、勤労青少年ホームの図書室を残したまま新たな図書館の設置につきましては現在のところ検討はしてないというような状況となります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁にありましてように、高城町商店街の活性化であったり身近な

存在としての図書室というのは設けているという形で、それは認識しております。もともと図書館の設置については議員になる前から図書室があるといいなと漠然と思っていたところで、実際町としては施設の整備というのは順番待ちがあると認識してまして、今年度からどんぐりの長寿命化工事というのもありますし、あと、施設整備についてはまた新たな案件も出てきていますので、2年前に、もう議員になった当初にこれを質問すればよかったかなとちょっと後悔しているところはありますけれども。とはいえ、もちろんこの図書館の設置について無理やり横入りして割り込んで進めてくださいと言うつもりは全然ないんですけれども。実際、先日の磯島のかきまつりでは生ガキを買うために1時間弱並びましたけれども、決して横入り、割り込みはしていませんし、それは1時間弱並ぶことでちゃんと生ガキが買えるという期待を持って並んでいたわけでありますので。仮に生ガキを買えなくても、また来年のかきまつりにまた参加して並べば買えるわけですけれども。ただ、こういう図書館の設置というこういう大きなものですとなかなか大変なところはありますけれども、必要最低限の行政サービスと呼べるものでもないものですから難しいところですが、願わくは本当に令和8年度から始まる長期総合計画の段階で検討からまず着手していただきたいと。その計画に乗らなければ、あと向こう10年、もうずっと順番待ちしないといけなくなりますし、そういったところをここでまず、ぜひお願いできればと思っておりました。

そこで、回答はいただいたわけですが、ちょっと続けてお尋ねしたいところとしては、まず文部科学省の調査研究報告書というもので地域の情報ハブとしての図書館、課題解決型の図書館を目指してというものによりますと、公共図書館が課題解決を期待されるものとし、ビジネス支援や行政情報提供といった地域課題の解決支援であったり、医療関連情報提供や法務関連情報提供といった個人の自立化支援であったり、あとは学校教育支援や地域情報提供、地域文化発信といった地域の教育力向上支援といった項目が想定されております。もしも勤労青少年ホーム図書室がこのような課題を解決できる場としてきちんと運営されていれば、既に地域の情報ハブとしての役割を担っていますからわざわざ新たな図書館の設置をする必要性は低いと言えるんですけれども、このような観点におきまして町は現在の公民館図書室の現状というものをどのように認識しておられるか、お尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 町の勤労青少年ホームの図書室につきましては、蔵書数等につきましても、ほかの市や町にある図書館等とも遜色しないような蔵書数を有しております。その

ような中で、いろいろな情報源となる図書の充実につきましても毎年計画的に図書を購入したりしておりますもので、そちらにつきましても、日々研修等、ほかの図書館、図書室等の事例も見ながら計算してまいりまして内容の充実を図らせていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 私としましては、ほかの市町の図書室と遜色ないものだと認識しております。あとは、そうですね、実際に勤労青少年ホーム図書室を利用する方からも結構いい評判も聞いたこともございます。今の答弁にありますように、さらに公民館図書室の魅力を高めるように、できるだけ今後も研さんを続けていっていただければと思います。

仮の話ですけれども、仮に新たな図書館を設置しまして勤労青少年ホーム図書室を引き続き運営する形を選択しますと、やはり行政コストを圧迫したり、両者とも中途半端になる可能性があるかと認識しております。自治体経営の鍵というのはトレードオフ、選択と集中ということでございますため、すぐれた企業経営者に倣いますと、新しい施策、図書館の設置というものと既存の施策、公民館の運営というものは、内容も機能も重複するから既存の施策は統廃合するといったトレードオフな意思決定を行うことになるでしょう。しかしながら、仮に新しい図書館の機能が本を貸す、読むに特化されまして公民館が今まで培ってきました町民の交流という機能を継承できないとするならば、公民館そのものと図書館の業務内容と機能はほとんど差がないから新しい図書館建設を機に公民館を統廃合しますといった意思決定は町民の幸福を考慮していないと言えますけれども、このような観点において町長は改めて公民館図書室の今の現状というのをどのように認識していらっしゃるか、お尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 公民館図書室、今のアトレ・るのほうの図書室のことですかね。（「勤労青少年ホームのことです」の声あり）公民館図書室は、さっき教育課長答弁してそういうことだったので勤労青少年ホームに移したという経緯があります。勤労青少年ホームは、最初は働く人たちのためにああった建物を建てて、バスケットコートまではできなかったかもしれないけれどもミニバスケぐらいできるぐらいの体育館を設けて、夜、例えば働いている人なんかも夜あそこで運動できるようにというのが当初の目的だったと思うんですね。それがいろいろと時代が変わってきて、そのときに体育館の機能をなくして今の、現状の形になってきたという経過があります。そのときは私もそっちの議員側にいましたのでW I N D

ができるときの経過等はよく知っておりますけれども、そのときに必要だったのが、その当時、その頃ですかね、パソコンというのが出てきてそういったもので町民の方々にあそこでIT教室といいますか、パソコン教室と当時は言ったのかもしれませんが、そういったことで町民の方々にあいったところを利活用していただきながら本も読んでいただいたというのが今の現状の形になってきていると。そして、あそこで議員さん方も何人かは勉強しに当時行ったことも知っておりますけれども、そういったこともだんだんだんだん年々、役目を終えてきて、今のパソコン等の勉強するところに関しましてはまた新たな意味で変わってきていると。ただ、これは町としてどう考えていくかということは、さっき長総の中でという話も出ましたけれども、とにかく高城町の中に人が集まる場所というんですかね、そういった図書機能とかそういうので子供たちがそういったところ集って、例えば、土日であれ、放課後であれ、来ていただいて、夏休み等も使って利便性が高く上がっていくというようなことは教育委員会と一緒に町も行政側も考えていく必要があるんだろうと思います。議員がお尋ねした今後の新たな図書館は今のところ考えてはおりませんが、今の勤労の在り方についてのステップアップについては少し考えていきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今町長の答弁にありましたように、昔はIT教室といった学びの場として機能していたこと、今も実際、研修会だったり学習塾だったりあるわけですが、そういうのも引き続きありますし、あと、高城町に子供たちが集まる場の提供ということで、そういうのも現在も続いていることと認識しております。今町長の答弁にありましたように、勤労青少年ホームの公民館図書室としての機能というのをさらにステップアップしていただきたいと思っております。

この今のやり取りを踏まえまして②の質問に移りたいんですけれども、②としまして図書館が、すみません、①で図書館を設置する考えは今のところないということで、それはよく承知しましたが一応②としまして通告しておりますところで、まず、こちら質問させていただければと思っております。

②としまして、図書館が文化・観光の振興にも資する施設であることを踏まえまして、例えば、文化観光交流館の2階に関しましては、研修室などの機能を旧母子健康センターへ移しまして、新たに図書館フロアを設けることによりまして地域観光の魅力づくりと活性化というものを図ってみてはどうかと強く感じるところですが、こちらの見解をお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 現在の文化観光交流会の利用につきましては、サークル活動や一般の会議、講習会、イベントなどに貸出しする貸館が多くなっている現状です。交流館の利用目的にもよりますが、基本的に1階ホールを軸として2階にリハーサル室、楽屋、それに加えてクラブ室、和室、講座室、研修室などが利用されていることが多くなっておりまして、図書館として利用した場合、動線が遮られるために2階フロアを図書館として利用するのは難しいのかなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今の答弁を踏まえまして、私としましても2階フロアというのは確かに面積として十分でないというのは認識しております。理想としましては、いわゆる海の見える図書館というのが本当の理想で、私が生まれ育った青森にも青森市民図書館というのが、海が一望できる図書館というのがございます。この文化観光交流館の2階を使ってという提案につきましては、リフォームは必要ですけれどもなるべくお金のかからない形でということ考えた提案でございました。

あと図書館を設置するかどうかにつきましては、図書館は隣の利府町にはありますけれども、利府町は人口が本町の2倍以上あるから図書館があるのは自然だねとか、あとは、七ヶ浜町は松島より人口が多いけれども図書館はないから本町も無理に設置しなくてもいいよねとか、そういった議論ではないかなと思っていますので、そういったところは少し認識が近づくといいなと願っているところであります。観光地松島として、ほかの市町とは違って特別な町という認識でまちづくりのために図書館を設置したらどうかという提案でございます。

正式には公共図書館ということになると思いますけれども、公共図書館というのはそもそも社会教育施設であるため、主な利用対象というのは地域住民でありまして、多くの地域では、観光客は利用者として想定されておりません。一方で、2019年3月には地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の閣議決定によりまして、社会教育のさらなる振興はもとより文化振興や地域コミュニティの持続的発展等に資するとして、図書館だけでなく博物館、公民館などの公立の社会教育施設を自治体の判断によりまして教育委員会から首長部局へ移管することが可能になっております。

ここでお尋ねしたいんですけれども、しかしながら、現状では、観光の行政におきましては図書館が施策の中で意識されるというのは少ないと認識していきまして、図書館が地域の観光

とほとんど結びついていないのが実情であると思いますけれども、この点に関しまして町の見解をお尋ねしたいです。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） あまりにもちょっと内容があれだったので答弁するのが合うか合わないか別として、今聞いていて、例えば高城町の中で、ちょっと時期は正直言って忘れましてけれども、あるお店屋さんが自分の店の一角を利用して松島町の観光等に関する歴史のひもづいたちょっとしたコーナーを設けてやっておられました。それはどういった内容だったかという、当時松島駅が初原にあったときに初原から松島海岸まで線路を引いて電車を引っ張ったと。そういった内容のお話を、絵を、写真とかですね、そういった当時のものが集まっておりますしてそういったものを、そこでギャラリーに来られた方々はそれを見ながら、ああ、大宮司さんという方がこういったところでこうしたのかというような話を改めて展示されておりましたけれども、そういったものというのは、逆にこれからそういったことで町民のちょっとしたことで分からなかったことがそういった機会に分かり得るという場合があるかと思しますので、逆にそういったものを、例えば高城町の活性化なんかのときにスポット的に持っていくと興味のある方は来るのではないかと。また、そのときに、今ちょっと当時のことを思い出しながらお話ししているのでちょっとつながらなかつたら悪いんですが、アインシュタインコーナーというのも一緒にございましてね。アインシュタインが松島に来てこうだったという話も一緒に載っておりましたけれども、そういったものも図書室に代わる、そういった地域の歴史をつかさどる1つのコーナーなんかになっていくのではないかなと。そういったものが何か所かできれば、点と点と結びついて集合場じゃないけれども小さな図書室みたいなのが、博物館というんですかね、ギャラリーというかそういうのは、塩竈は何か所かあるようですけれども、そういったように松島もできていくのではないかなと思って聞いておりました。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今塩竈の事例もありましたけれども、あと高城町の活性化の一部としまして観光歴史コーナーが設けられた時期があるということ、アインシュタインのコーナーもあったということで、そちら初めて聞きましたけれども、何も図書館という箱物にこだわっているつもりはないんですが、そういったまちづくりのため、にぎわいづくりのために、そういう取組というのは以前のようにこれからも1つでも多く増えれば良いと思っております。図書館といいますか、今の流れですけれども、仮に図書館に似たようなものがある場合です

ね、地域住民だけではなくて地域外からの通勤者、通学者にも広く門戸を開いて積極的な利用サービスを提供すること。それで図書館の利用者が大幅に増えて、地域住民の図書館に対する価値の再認識につながっているところも少なくないと把握しております。

この点からしますと、多くの観光客の来訪によって成り立っている我が町、観光地におきましては、多様な観光客、立ち寄り客や宿泊客を含めまして、こういった方々が地域住民と同じように重要な利用対象として認識されてもよいのではないかと思っております。図書館が有している地域の知的財産というものは、観光地としての魅力の深掘りであったり、その地ならではのツーリズムの展開であったり、観光産業の振興等々、様々な形で地域の観光の魅力づくりや活性化に寄与する余地が大きいと考えておりますけれども、一部再質問になりますが改めましてこの点に関して町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。内海教育長。

○教育長（内海俊行君） お話を聞いていて観光の方が松島に来て図書館を利用するというような話だと大まかにいうとそんな感じかなと思って聞いていたんですけども、観光の方が松島を魅力に感じるというのは、多分、え、松島ってこんなことあったのかというような内容だったり、あ、何だ、これを調べれば松島が深読みできるんだというような感じであったりするんだと思います。とするならば、そういうような図書館において、そういうような本、今も置いてありますけれどもさらに充実させて置いておくというような形になろうかと思いません。ただ、観光客が、例えば図書館にまず最初に見学に行くというのが本当にあるのかなというような感じはいたしますけれども、松島に何回か来て、どんどん松島のこういうのを電車走っていたんだってさとか、あるいはアインシュタインが来たんだってさとか、あるいは正岡子規が泊まった旅館だってさというような話が膨らんでいけばいいのかなと思います。そういう意味では、図書館のほうに少しずつ増やすような努力をしていきたいなと。

それから、米川議員さんがお話あったような公的なガイドラインや指針をご紹介していただきながら私たちにアドバイスしていただいたんですけども、指針やガイドラインについては私たちも把握しているところなので、それが究極に近いものがありますので、できるだけ1歩、1ミリでも近づいていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 今答弁にありましたように、ガイドラインといったものは確かに究極に近いところも一部あるのかなと、現実と理想の間のギャップというのものもあるかなと現場の見

学なども通じて痛感しているところは私も同じでございます。

今松島の観光客が図書館、図書室に立ち寄るのかどうかというお話もありましたけれども、こちら、今、この手元にこの本があるんですけども、図書館ウォーカー、旅のついでに図書館へという本であります。こちら元図書館職員の方が書いた本で、こちらをちょっと最近読んでいたんですけども、ちょっとこちらにちょっと興味深いことが書いてあったので引用しますが、私は図書館が地域密着型施設であることに注目していると。図書館は基本的に地元の人がふだん使いする公共施設なので、その土地の日常の空気感を味わいやすい。これは博物館や美術館など外部の人向けの施設にはない魅力だと私は思っていると前書きにこう書かれておりました。本当にこの本を読むまで旅のついでに図書館に立ち寄るとするのはイメージが湧いていなかったんですけども、今回この図書館の設置をテーマに取り上げるに当たりまして、教育と図書館だけの結びつきではないなど、観光を含めたほかの分野にも波及するテーマだなと実感するところがありました。

今のところ図書館の設置は計画にないということでもありますけれども、今私がここで初めて図書館を提案したわけではないと思います。以前に町民からそういった要望があったのではないかと推測しています。実際、こういうまちづくりといったところですね。ただの教育の向上に限らず、まちづくりですとか地域活性化の一環として、この図書館の設置というのをどうか検討の土台に上げていただければなと思ひまして今回一般質問させていただきました。今後とも、ぜひ機会を伺いながら前向きに検討していただければと願いつつ私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 答弁ありますか。内海教育長。

○教育長（内海俊行君） せっかく図書館ウォーカーという本をご紹介いただいたので、私も読んでみて米川議員さんがどういうところに刺激を持ったのか、私も共有したいと思います。ありがとうございます。

○2番（米川修司君） ありがとうございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 2番米川修司議員の一般質問が終わりました。

次に、通告の順に従ひまして質問を許します。

4番櫻井貞子議員、登壇の上、質問願います。

〔4番 櫻井貞子君 登壇〕

○4番（櫻井貞子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従ひ、大綱2点質問させていただきます。

大綱1点目、男女共同参画計画の策定後の取組について。

今年3月、松島町男女共同参画基本計画が施行されました。毎年、防災・人権擁護・農業委員に女性が構成員として選出されて、男女が社会の対等な構成員として行政が率先して進めてきていると感じております。内閣府男女共同参画局、令和5年度版男女共同参画白書によれば、人生100年時代を迎え、我が国における家族の姿は変化し人生は多様化している。しかし、我が国においては、有償労働時間が男性、無償労働時間が女性に大きく偏るなどの依然として固定的な性別役割分担が残っている。今こそ固定的性別役割分担を前提とした長時間労働の慣行を見直し、男性は仕事、女性は家庭の昭和モデルから全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会、令和モデルに切り替えるときであると提言しています。令和時代の男女共同参画の理念や啓蒙、啓発する役割も町にあると思います。

推進体制の現在の状況についてお伺いいたします。

1つ目、庁内の推進体制についてお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議員質問の男女共同参画の推進につきまして、ご質問のあった内容等につきましては担当の課長から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ご質問のありました男女共同参画における庁内の推進体制につきましては、令和4年10月に、まずは町長を本部長として副町長と教育長を副本部長、それから各課長等を委員とした松島町男女共同参画推進本部を設置いたしまして、庁内での意識の啓発あるいは情報の共有を図っているところです。

以上です。（「承知しました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 庁舎内に男女共同参画推進本部が設置されたということで大変、承知いたしました。

昨年もちょうど12月に町内の管理職、そして自治会、審議委員とか防災会議とか学校長、教頭関係の割合分担をお聞きしております。2023年度について、もしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 4月1日現在でお答えしたいと思いますが、まず町の管理職につきましては令和5年4月1日現在で32%です。こちらにつきましては、令和3年度が31.3、令

和4年が31.9ということではほぼ横ばいで推移しているかなと。それから、当時聞かれたのはたしか自治会（「そうです」の声あり）関係も聞かれていましたので、こちらにつきましては、令和5年の段階では12.5%ということで、令和3年度、4年度が2.3%でしたので10%を上回る、増ということで、今行政地区が88地区ありまして、そのうち11人が女性の方が今年度から活躍していただいているという状況です。それから、審議委員につきましては、これも19.9%ということで、こちら令和3年度、令和4年度もほぼ同様の数値で推移していますので横ばい傾向にあると。こちらにつきましては、どうしても審議委員の方というのは任期が2年だったりということもありますので、その任期の切替え等も関係してきますのでちょっと横ばいで推移しているのかなと思っております。それから、あと防災会議のほうは、こちらについては令和3年、令和4年度についてもゼロということでしたが、これ現状ちょっと委員さんのほうは変わっていませんので、こちらゼロ%ということになっております。それから学校長につきましては、令和3年度は4人中1人おったんですけれども、これも令和4年度以降は4人とも男性ということで、率からすると今はゼロ%という状況になってございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 庁舎内の先ほど参画推進本部の設置という部分で町長を本部長にして進めているとなっていたわけなんですけれども、この職員の男女共同参画に関する意識の啓発という部分に努めなくちゃいけないとこの計画の中には書いてあるんですが、男性も女性もやっぱりひとしく育児休業とかそういう部分での行使できるものがあるわけなんです、松島町についてはどのような状態になっているか、お知らせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今年度について申し上げますと、今年度は令和5年度です。今現在で男性の方6人中5の方が育児休業を取得していると。これはあくまでも2週間以上ということでの数値になります。ですから、取得率でいうと83.3%という状況になっております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。着実に進めていただいているなと思います。ぜひまた、この男女共同参画計画が令和7年までの取組となっておりますのでぜひ達成なさる、目標についても掲げていただいてきちっと検証していただくような形を取っていただきたいなと思います。

では、2番目に移ります。

今年、コロナ禍が落ちついたということもあり、議会報告会を11月に開催していただいて、私たち新人議員も初めて議会報告会に参加してまいりました。そういう意味の中で、住民参画の促進という部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 住民参画の促進ということですが、1点目の質問とも若干重複しますが、基本的には各種審議会ですとか会議ですとか、あとは先ほどお答えしました町内会とか自治会活動への参画、そういったところで参加率をちょっと上げていきたいなということで、基本的には啓発事業、今年度まだ購入し切れていませんが、そうしたパンフレット等も購入をしまして、町民の方がよく利用される施設等でまずは情報の啓発をしていきたいなと考えてございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスにやはり男女共同参画の視点、そして女性の意見を取り入れ反映できるようにするという地域の実情に応じて組織づくりの必要性というのがあると思います。先ほど言いました議会の報告会の日程とか、そういう部分についてもやっぱり女性の方が参加できる、出やすくするために、やっぱり誰もが、女性がというよりも女性も男性も誰もが参加しやすい配慮が必要ではないかと思います。松島町の男女共同参画推進町民会議というのは設置されていますか。また、予定はありますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 現状で設置はまずしておりません。今のところそういった名目で設置をしようという考えは持っておりませんが、松島町内にはいろんな社会教育とか、あとはスポーツ関係、団体も含めると、多分、規模の大きいものから小さいものまで含めると80以上のたしか団体があるかと思いますが、全ての団体にお邪魔をしていろいろそういった話を申し上げるとするのはちょっと物理的にちょっと難しいところありますけれども、改めてというよりは各種団体いろんな総会とか様々な会議の機会があるかと思いますが、そうした機会を有効に活用させていただいて少しでもちょっと理解を深めていただけるように今後も努力してまいりたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） そうですね。ぜひ女性の参画しやすい、そういう、いろんな地域だった

り、ものになるように、ぜひ町からも声をかけていただいて男女が共に参画できるようなことに進めていただきたいと思います。

では、3番目の関係団体や事業者との連携というところに質問させていただきます。

経済団体や福祉団体、民間非営利活動団体NPOなどなど事業者との連携、相互に協力し合える体制づくりとこの計画書では書いておるわけなんですけど、どのような形で進めているかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） これまでいろんな女性活躍のサポーター養成事業ですとか、あとは女性つながりサポート型支援事業ですとか、あとは男女共同参画パネルのキャラバンですとか、そういったものやってきたわけなんですけれども、なかなか全ての団体をうまく、じゃあ連携を図られているかというところ、そういう状況にはありませんけれども、今後も継続して連携を図られるよう、これは先ほどの回答とも重複しますが、機会あるごとに各団体にお邪魔できればお邪魔をして関連のお話をさせていただいて情報共有を図りながら推進できればと考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 関係団体という部分では、今年の4月から町立幼稚園から認定こども園に移行したという部分もあって、幼児教育の充実、そして、元気でのびのびと表現豊かな松島っ子の土台づくりにも、こども園、そして保育園、幼稚園共に取り組まれていると教育委員会の指針にも書かれております。以前、私が幼稚園のボランティアで伺ったときに、幼稚園の園長先生たちが月に1回くらいですかね、連携の協力する会議があって非常にいいなと思ったんですが、認定こども園も大事な松島っ子の教育機関だと思います。連携の会議とかには、この認定こども園の責任者なんかにも入っていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 櫻井議員さんがおっしゃった月1回の話合いというのは、多分幼稚園の園長会の話ですよ。（「そうです」の声あり）それで、あと保育所は保育所として保健福祉課ですかね、あって、それから認定こども園については認定こども園の社会福祉協議会がやるということで組織が若干3つとも違うということで、例えば幼稚園の話合いの中には保育所や認定こども園の方々は入らないというようなお答えです。ただ、幼稚園の中では男女共同参画については十分に配慮していて指示も出しているということでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） いいですか、あとは。櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 今年から内閣府の中にこども家庭庁というのが発足されたと思います。今までですと、今内海教育長がおっしゃったように、保育所は保育所の部分と、それから幼稚園の部分は教育の部分という形で別々ですよとなるんですけれども、今年の4月からは一緒になって、縦割り行政ではなく横のつながりで進めるということになったと思います。そういう意味で、認定こども園が今年の4月から松島にも新しくスタートしたのではなかろうかなと思います。そういう意味では、所管が福祉課なのかもしれませんが、ぜひ松島の本当に大事な子供たちを認定こども園の中で育てていただくという部分につきましては、町立の保育所、幼稚園と同じような形で進めるべきではなかろうかなと思います。どなたか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 町民福祉課では確かに保育所を総括しておりまして、認定こども園ができるいきさつとしましては、磯崎保育所だったり松島保育所、また高城保育所分園が統合になってめぶきの森になったという経緯もございますので、4月開園以降、その経緯も踏まえて月1度の打合せ、連絡調整会議というのを開いておりまして、そこに私自身も参加させていただいております。それは相互に高城保育所、まためぶきの森で起こった事案の共有と、また給食の状態だったり、子供たちが今どういった病気はやっているのかなとか、そういった普通の通常のことから、めぶきの森が今だんだん経過を踏まえて、先生方も慣れてきて通常モードになってきているというのも実感しているところでございます。

子育て支援に関しましても、当町で行っている子育て支援とめぶきのほうでも子育て支援を行っていますので、2つをそれぞれ別にするのではなく統括的にやろうということで、そういった取組をめぶきと高城保育所、そこに児童館も含めて行き来をしながら事業も共有しておりますので、内閣府からこども家庭庁の設置に至った経緯も踏まえながらそういった情報共有というのは今後も続けていきたいと思っておりますし、年を明けまして1月4日には幼稚園の先生方と当町の保育所の先生方での合同の研修会というのも予定しているようでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。ジェンダー教育とか、そうですね、男女平等の考えから新たなやはり令和時代の教育という部分につきましては、やはり共有して研さんしていただければならないのではなかろうかなと思います。

それでは、先日、私今年の小中学校の運動会に招かれて初めて子供たちの演技を拝見しまし

た。第二小学校に行ったんですけれども、赤組と白組ですか、応援団長は男の子、そして女の子が団長で元気に応援合戦を行っておりました。そして、中学校では赤組と青組と黄組というんですかね、3つの組に分かれて応援合戦をして、そのときは応援団長が全員男子だったんですね。非常に、あまりそのときは気に留めてなかったんですけれども、この質問をするに当たってジェンダーの、社会的につくられた性差のことについてちょっと資料を眺めてみました。学校の応援合戦の場面という事例がありまして、応援団長は男子、そしてチアリーダーは女子が担当していました。そういう、やはり私たち、私自身が固定的な性的役割分担に基づいた様々な慣習が問い直されなく引き継がれていて、そして私自身も昭和時代に育って、そして、男の子は男らしく、女の子は女らしくとこう刷り込まれて私も育ってきた1人であります。

このように、男の子は男の子、こうあるべきだ、女の子はこうあるべきだと知らず知らずの間に刷り込みの生活がされているという部分があると思います。そういう意味では、子供たちの男女共同参画の意識、進路の生き方に影響を与える可能性があると思います。先ほども申し上げましたが、令和5年度の男女共同参画白書によれば、我が国の未来を担う若い世代が理想とする生き方が実現する、できる社会をつくること、今後の男女共同参画社会の形成の促進において重要、そして、新しい動きに気づき、制度慣習に今の時代に合ったものに変え、新しい英知を取り入れて全ての人活躍できる社会、そして令和モデルへと転換する先にこそ我が国のさらなる成長があると書かれております。社会変化のする中で今も残る日常的なジェンダー問題について子供の疑問と向き合う必要性があると思います。私たちが子供の頃の常識は通用しません。子供たちと一緒に男女平等な社会をつくっていかないとなりません。今後の取組の中で気づきを改めることを必要と考えますが、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 先ほど運動会のお話もございましたが、今年、団長さんは男性だったということだったんですが、昨年度においては女性が団長さんだったということで、その辺は毎年の希望制なのか分からないんですけれども、その辺はある程度平等性が保たれているのかなと考えております。また、議員さんおっしゃるように、アンコンシャスバイアスですか、の関係につきましても文科省からは指導プログラム等も来ておりまして、各小学校、中学校におきましてもそれに準じたカリキュラムの作成をしておりますので、今後まだまだ認識としては足りない部分もあるのかなとは思いますが、その辺の研修プログラム等も受け

させながら内容を充実させていきたいなどは考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知いたしました。ぜひ松島町における男女共同参画社会が1日も早く進むことを祈ります。

そして、では2番目、大綱2点に移ります。

ベビーケアルームの利用状況と改善について。長いコロナ禍のトンネルから抜けて、日本三景松島へと国内外から大勢の観光客で土日を問わずにぎわっており、家族連れ、子供連れで楽しく散策されている光景を車窓から拝見します。令和3年に宮城県のモデル事業で松島観光協会レストハウス内にベビーケアルームが設置されて、多くの観光客が活用されていると思われまます。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1つ目、利用状況。日常の清掃、そしてコロナ禍の消毒、紙おむつなどの汚物の処理の実施については、管理状況は把握されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 宮城県で設置しております置き型授乳室につきましては、実績も含めてですか。（「はい」の声あり）令和4年度で年間372件、月ごとに見ますと平均31件で1日1件程度の利用となっております。

なお、平日、土日、旗日別に見てみますと、平日が46%、土日祝日は54%の割合となっております。

日常の清掃や消毒につきましては、利用のありました都度、観光協会の職員の方が清掃、消毒を行っております。それから、おむつ替えにつきましてはレストハウス内にあります多目的トイレでの使用をご案内しておりまして、トイレ内には汚物入れが設置されておりまして捨てられた紙おむつについてはほかのごみと一緒に県が処分しているところです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 先日、この置き型授乳室について見学を私もさせていただきました。宮城県で社会の全体で支える宮城の子ども・子育てを推進する環境整備の一環という形で、たしか令和3年度に設置したのからリニューアルして宮城県の材木で造った、とても木の香りのする、とても一回り大きくなったんじゃないかなと思うんですけども、非常にきれいなものになっておりました。

この宮城県の設置の部分につきましては、県で購入したり、あとリースで貸出したりという形で普及を非常に宣伝しておりまして、県のホームページからモデル事業として松島のレストハウスに小型のものを、そして県民の森とかには丸型のものをという形で展示モデルをされておりまして。私もレストハウスと、それから県民の森に出向いて見てまいりました。どちらも宮城県の材木でできた、とても居心地のいいものでありました。脱炭素の部分でいけば、レストハウスにあるのは300キログラム、グラムで計算するんですね、炭素のものをね。そういうような脱炭素にも協力していますよというような部分なんかも宣伝しておりまして。非常に多くいろんなところに設置していただきたいということを明記されておりまして。ぜひ設置する時点で非常にいいことだなということで、たしか2年前ですか、同僚議員の櫻井靖議員が提案して、ちょうどタイミング非常によく、県のモデル事業としてこの置き方授乳室を設置されて来年の3月31日まで設置されますというような形での表示がありました。今後の、来年の3月までの設置以降どのようなことを考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 観光協会さんに確認しましたところ、それ以降も継続して設置したいという旨を宮城県にはお伝えしているそうです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 実は、費用等については県で設置をして、そして維持管理は設置しているところをお願いするというような形なので、結局は松島観光協会さんの職員が掃除なり、そして消毒なりという形での本来の業務以外にしているという部分があるんですが、これは非常に、モデル事業ではあるわけなんですけれどもこのままでいいのかなとか、何ていうんですかね、本来の業務以外に観光協会の方に重い負担をかけているのではなかろうかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 確かに年間300万人を超える有名観光地なものですから、観光協会にはたくさんの方が観光についてのお問合せをしている中でそうした授乳室の管理もなさっているというようなことで、議員おっしゃったとおり大変なんだろうとは想像しておりますので施設管理の宮城県にもその旨をお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 実際、このモデル設置に限らず松島町としての施策として私は考えるべきなんではなかろうかと思うんですね。例えば、先日、八木山の動物園に参りました。そこには、授乳室、おむつ替えの交換台、そして洗面台、やはり必ずおむつ交換には手を洗ったり、タオルを洗ったりしなくてははいけません。そういう意味では3つ、必ず最低でも必要なものだと思います。観光客にもたくさん来ていただきたいし、赤ちゃん連れの方にも来ていただきたいという部分につきましては、気持ちよく利用できる環境整備というのがやっぱり必要なんではないかと。松島においても、きちんと子育て支援の授乳施設整備を考えてはいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今お話ありましたとおり、宮城県では県全体で子育て世帯を応援する機運を醸成するため、子育てしやすい環境整備の一環として県内の授乳室設置を促進し、県内どこに行っても授乳に困らないことを目標に置き型授乳室設置のための購入費やリース料補助を実施しているところでございます。町でも社会全体で子育てしやすい環境づくりに取り組んでいってもらえますよう、事業者の方には授乳室などの設置について啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 置き方に偏らないで本来のものを新たに造ってもらいたいと思うんですけども、例えば、松島町の文化観光交流館の中でも授乳室をぜひ造っていただきたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉教育次長。

○教育次長（千葉忠弘君） 現在、文化観光交流館では、授乳が必要となった場合には職員に気軽にお声がけしてくださいということで案内表示をそれぞれ箇所、箇所に設置しまして、内側から施錠できる部屋でなるべく家族連れでも入れるような広めの部屋をお貸しして対応しているのが現状でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） たしかそれは2年前も同じような回答だったと思うんですけども、今年の3月に、私、実は誰もが安心して利用できるトイレの整備という部分について質問さ

せていただきました。観光交流館のトイレで、実はこの間、PPP/PFIでしたっけ、の研修会があってトイレをお借りしましたらちょっとびっくりした表示の、大人用と子供用のおむつについては持ち帰りをお願いしますというようなメッセージが書いてありました。ぜひ3月に、私たしか日本人も生活全てが欧米化して、高齢になると男性も女性も泌尿器の病気になる方が増えて、おむつや尿漏れパットを使用する方が増えて男子トイレにも汚物を廃棄するサンタリーボックスを配置していただきたいなということをたしかお願いしたと思います。たしかそのときには、町長から公共施設の多機能トイレであればサンタリーボックスがあることから周知に努力する考えがあるというような形でのご回答をいただいたような気がするんですが、指定管理者との話合いの上でそのようになったのか改めてお伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長（千葉忠弘君） 現在、文化観光交流館におきましては、確かに議員おっしゃるとおり今まで一部トイレの個室で汚物入れは設置していたんですが、一部マナーの悪い方もいらっしゃったことから基本持ち帰りですという表記はしておりました。それから、感染症対策の意識とかも高まってきているこのご時世もありますので、指定管理者とおむつポット、おむつ専用のごみ箱を設置できないかというのを検討してきたところでございます。それで、まずは多目的トイレに先月から設置しておきまして、専用ポットですね。その後、男女それぞれのトイレにも1基、そのおむつポットを設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 承知しました。大人も赤ちゃんにも優しい町として松島が率先してトイレには大きな汚物入れを設置していただいて、住民も、そして観光客も気持ちよくトイレを利用して、そして、また松島に観光に来ていただくというような形で、いろんなところから推進していただければなと思ひまして私の質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 4番櫻井貞子議員の一般質問が終わりました。

休憩に入ります。再開は14時20分。

午後2時08分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

通告の順に従いまして、質問を許します。

5番中島一都議員は登壇の上、質問願います。

〔5番 中島一都君 登壇〕

○5番（中島一都君） 5番中島一都です。よろしくお願います。議員になってちょうど3か月が過ぎまして、ちょっと大分緊張してお聞き苦しい点あると思えますけれどもご了承ください。すみません。

それでは、私が30年前、松中生だった頃は15の部活動があり、現在は陸上、それからバレー、ソフトテニス男子、それから水泳部がなくなり12の部活動に減少したと認識しております。そんな中、親の会がある部活動であったり、年会費を取っている部活動であったり、現在に至るまで様々に変化して、それが結果につながり好成績を残してきたのかと感じております。しかし、少子化によって生徒数の減少と教職員の方々の働き方改革など部活動は過度期に来ているというところで、通告いたしました1項目、中学校部活動の地域移行について質問させていただきます。

平成30年3月にスポーツ庁にて運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが策定され、本町においてもこれにのっとり松島町立中学校に関わる部活動の方針を策定し、各部活動の活動計画、それから、実績の作成、部活動指導員任用等の体制整備、適切な休養日の設定、現在は基本土日どちらか1日、平日1日の計2日間となっており、活動時間も平日2時間、それから土日3時間と基本設定し活動していると認識しております。その後、令和4年12月に、スポーツ庁、それから文化庁より新たに示された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいて、学校を拠点とする部活動から地域のクラブ活動へ移行するという方針が示され、まずは休日の部活動から段階的に令和5年度から7年度までを改革推進期間とし、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとなっております。

そして、以下の点についてお伺いいたします。

この件に関しましても、10月8日のある記事でありましたが、県によると、中学校の部活動の地域移行に向けては県内28の市町村が本年度中に協議会を設置し、既に3競技でスタートしている岩沼市を除く12市町村が来年度から段階的に移行を進める予定となっております。また、本町でも、ちょうど1年前の令和4年第3回定例会の一般質問では、教育長から国より具体策が示されていない、当時ですね、具体策が示されていない状況で、来年、いわゆる本年度ですけれども、現状どおりの見込みで詳細が分かり次第ホームページ等で情報を出す

と答弁されておりました。

そこで、①番です。本町において協議会設置の有無や進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。（「間違いました」の声あり）櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） レジュメどおり行きたいと思うので、中島議員の一般質問について、中学校の部活動移行、ご質問等については所管である教育委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） すみません。なんか気合入り過ぎているんだかどうか、町長をすっ飛ばして私手を挙げてしまいました。

協議会の設置の有無につきましては各自治体の判断により設置するという事になっていきますので、でも本町では第1回目の松島町学校部活動地域移行検討委員会というのを立ち上げ、県の保健体育安全課、それから松島中学校、松島町PTA連合会、松島町体育協会、松島町スポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブマリソル松島等の各代表に参加していただき開催しております。開催日は7月10日になっております。また、中学校の生徒及び保護者、教員を対象に部活動地域移行に関するアンケート調査を実施しており、私が前回答弁したより少し、少しというか、かなり大分進んでいるのではないかと認識しております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。そうですね。詳細等も学校、それから保護者の方への情報出し、アンケートを取られたということですが、その結果と、例えば、その協議会の中で話をされたりとか、保護者とかに何か手紙とかをもって報告されたりというのはやられたのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長（千葉忠弘君） アンケートは、生徒さん、それから保護者、それから教員に実施しているところでございます。そして、最初に生徒と保護者のアンケートを実施しております、その旨、検討委員会でもご報告させていただいているところでございます。どういった、主なアンケートの中身なんですけれども、生徒のほうでは、やはり同じ中学校の仲間同士と部活をしたいという声が多く上がったとか、あと一方で保護者のほうは、専門的な指導が受けられるとか教師の負担が軽減されるという観点から賛成、どちらかといえば賛成という答えが多く寄せられていたところでございます。それから、最後に教員のアンケートも実施しておりますが、やはり教員は何かしらのやっぱり負担は感じておまして、休日の指導や

大会引率、それから勤務時間を超えての指導がやはり負担になっているという声が上げられているところでございます。アンケートのおおむねなところはそんなところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。そうしますと、このターゲットを7年度に向けて本町では進んでいるという認識で、このまま次の質問をさせていただきたいと思います。その中でも、例えば、全部の部活動がこのターゲットに向かって用意ドンという感じで足並みをそろえて進めるというのは困難であろうと私は思っております。国のガイドラインも地域の実情に応じて可能な限り早期実現となっておりますから、問題とか課題とか、そのアンケートの結果によっても様々出てきたと思います。

それで2番目なんですけれども、実現に向けた本町の課題をお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） スポーツ庁から出されたのは土日の部活動の地域移行と、まず土日ですね。そういう話でしたので、それに向けて焦点化しながらうちの町はどのくらいできるのかなということでやってきました。課題ということで今おっしゃられたのでストレートに課題を言いますと、土日のクラブを部活を誰が持っていただくのかとなったときに指導者がなかなかいません。指導者がいないと、仮に指導者がいたとしても、じゃ、その人に土日の全部を委ねて何かあったときにはどうするんだというような問題も出てきます。指導者はただでやっていただけるんですかとなると、それも問題があって、指導者には幾らか謝礼とか出していかなきゃなんないのか、いや、指導者については保護者から受益者負担だというようなこともありますので、こともというか、そういうような流れになっている部分がありますので、じゃあ保護者からその指導者に対してお金を差上げるべきなのかというような問題も出てきます。土日だけでもこれだけです。平日までなったらまた大変なことになります。

それから、子供の面倒をちゃんと生徒指導あたりまで深く捉えて見てくれるのか、勝利至上主義にならないのか、スポーツのほうが終わったと、仮に100%移行できましたとなったときに、じゃ吹奏楽部は誰が持ってくれるんですかというような話になってきます。すると、吹奏楽部のところを教える指導者って誰なんですかというような話で、これは前も、体操でいうとウルトラE難度みたいな形になって今きておりますが、ただ一つ一つ完全に閉ざされているというわけではないので、できるところから少しずつやっていきたいなと思います。

情報としてお話しさせていただくと、来年、野球なんかはチームが組めますけれども、ソフ

トボールは6人しかいないので来年の新入生が入ってきてチームが組めるというような状態になってきます。あと、土日に地域移行する前に、もう1つ手だてとしては他市町村の中学校と合体するという話なんですけど、これもいいよとなったときに、どうやってその、例えば利府だったら利府まで子供たちを連れていくのか、あるいは来てもらうのか、何日松島でやるのか、何日利府でやるのかというような話にもなって、なかなかこれも難易度が高いなと思っております。今のところ、そのような課題でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。そうですね。最初のほうにもお話いただいた協議会を開催したというメンバーの中にも入ってもらいました、例えば地域型総合スポーツクラブマリソルであったり、スポーツ少年団であったりというのが要は受皿になるのかなと考えておりますがその辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） そういう話もいただいておりますし、まだまだちょっと話を詰めないといけない部分もありますので、ここで個人名を出して、いいとこまで行っていますよ、まだ行っていませんよというのはちょっと差し控えさせていただきますけれども、いろんな面ですり合わせしながらやっていこうかなとは思っております。

それで、先ほど言うのを忘れちゃったけれども、これスポーツ庁から流されてきた話なんですけれども、やっぱり財源というかお金というか指導者に対するお金ということがどうしても気になりますので、これについては県を通して国にやっぱり何度も何度も要望していく必要があるかなと私は思っています。教育長会議のまとまりの中でも要望していますし、町長の町村会でもやっていただいているということなので、財源なしではちょっと無理なんじゃないかなと。私個人の判断でございます、これは。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。そうですね。財源も本当に重要な部分になってくると思いますので、やっぱりある程度報酬というのが払えれば、それほど質のいい指導というのも来るのかなと私は思っておりますので、そちらも併せてよろしくお願いします。

また、要は地域クラブに移行するに当たりまして、要は運営のほうも運営の主体も学校から今度各移行先が変わってしまっ、ある意味手が離れてしまうというようなことになると思

います。その中で起こる、例えば活動場所の問題であったり、それから会費とか、先ほどちょっとお話ありましたけれども試合とか練習場まで送る分の保護者の費用面の負担であったりという部分に関しましてどのようにお考えであるか、アンケートでどのような結果が出たのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） アンケートでは明らかに出るというわけではないんですけれども、例えば、移行するようなことになればやっぱり覚書みたいなのは数年間取る必要があるんだろうと思います。アンケート結果で子供たちがどういう感想を出しているのか、指導者の力量とか、あるいは言動とかそういうものも含めてやっぱり、いや、どちらもウィン・ウィンになるようにやっていかないと続かないのかなと。ただいつまでも学校が管理課内に置くというんでは、これは地域移行になっていませんけれども、3年がいいのか2年がいいのか1年でいいのかはちょっと私も判断できかねますけれども、そういうきちんとした約束事で中学校の子供たちを外部団体に放してあげたいなという気持ちは今のところしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。そうですね、確かにそうですね。地域移行ということは、やっぱり学校からもある程度手が離れるというところはあるんですけれども、ただ子供たちが一応地域移行して部活動ではないところの部分に関してけがした場合であったりとか、やっぱりそういうところに関しましては、今のスポーツ少年団であれば、例えば、何ですか、スポーツ保険というの、年1人800円払って加入してたりとかそういう条件がございますので、やっぱりそういうチェック機能というのはある程度町でちゃんと入っているよねという確認はする必要があるのかなと思っております。

続きまして指導者の問題になるんですけれども、先ほど至上勝利主義の人であったりと、ある程度その指導者の、外部に指導をお願いするに当たって、何だろう、ある程度見極めが必要だという部分でありますけれども、実際、例えばなんですけれども町独自の指導者人材バンクとかを設立して、要は松中のOBで優秀な成績を残した方々が今どうしても子供たちに日曜だけ教えたいよ、土曜だけ教えたいよという、例えばそういうバンクを設立して募集してみるとか、今朝の新聞でありましたけれども仙台市なんかは企業と提携して指導者を、企業側が元プロの選手を例えば採用して、それが指導者として土日を指導にあたりとかというような記事も出ていましたが、町としてそういう指導者に対する何か、今後そういう設立と

かはどうお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長（千葉忠弘君） 確かに、今日の河北新報を私も読んでみましたが、県でも実は指導者の人材バンクという組織をつくろうという動きはあるようです。ちょっと市町村単位でというとなかなか規模的にも課題も多くなるので、今のところ県でそのような動きがあるという話は伺っております。ただ、県はまだ今からいろいろ詰めていくところもあるので、まだ市町村に具体的などころまでは流れていないのが現状でございます。

私から以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。そういう機会ありましたら、やはり非常に、結構松島に住んでいるやっぱり松中OBの方というのは結構優秀な成績を残した方々多いので、やはりそういうのも活用するというのも、やっぱり地元の我々としてもやっぱり今の子供たちを教えたいという気持ちは多分、私でも持っていますのでほかの方もおると思うのでやっぱりそういうのを設置していただければと思います。

あと、先ほど先生方からもアンケートを取りましたという話ありましたが、顧問の先生方も、例えば地域移行でなくなってしまったけれどもどうしても教えたいという考えの先生たちもやはりいると思います。そういう方々に対しての対応というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） これについては、土日教えたいというような書類を出していただければオーケーということになります。ただ、根本的の働き方改革には外れてしまうんですけども、ただ、強いチームの監督さんとか指導者になるとやっぱり最後まで教えたいという気持ちが十分にあります。ただ、うちの町でちょっと、中学校でやったあれでは教えたいという人は残念ながらゼロでしたので、やっぱり相当負担になっているんだろうなと思います。一番負担になるのが、自分が例えばサッカーやったんだけどバトミントンを教えなさいと言われると、もうこれは専門外になってくるのでそういうのがやっぱり、もう、うっとなりたいです。分からないわけではないですけども、ここら辺がちょっと1つの悩ましいところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。今、実際中学生の顧問の方も結構優秀な先生方がおられて、大分その部活が強くなったりというのはしているのでもしかしてと思ってお聞きしたんですけれども、今後異動とかでそういう方もおられた場合は、例えば兼職兼業みたいな形になるような認識でよろしいでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 兼業ということでそのとおりでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） 分かりました。ありがとうございます。確かに課題とか問題はたくさんありますけれども、やっぱりこの地域移行に関しては国が一定の方向性を示ただけであって、実際、松島中の部活動をどうするかというのはやっぱり教育委員会であつたり学校長とかが解決に向けて指導していただいて、生徒であつたり保護者であつたり学校の先生方と直接話してもらって、受皿であつたり指導者の発掘というのをやっぱりやっていただくべきかなと思っておりますので引き続きよろしくお願いします。

最後の質問、③になります。

今ほとんど話はお聞きしたんですけれども、一応令和7年度の目標時期に向けて今後どのように、例えばどの部活から進めていくとかありましたら教えてください。

○議長（色川晴夫君） 答弁。内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 今のところはこれだというか、名前はあまり出せないんですけれども、かなり深いところまで話をしているところがございます。そこに子供たちを預けたいなという私個人の思いもありますので、とにかく来年には少し動きがあればなと思っております。ただ、これから保護者ですね、保護者への説明とか、もう1つ言うと、今の小学校6年生に対して説明しておかないと中学校になったときにあれとなつたりもするので、そういうような細かい部分、取りこぼしのないように、うちの次長、課長と一緒に考えながらやっていくつもりでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 中島議員。

○5番（中島一都君） ありがとうございます。ぜひスケジュールを立てていただいて、生徒さんであつたり保護者であつたり新入生の方ですね。新入生であれば入学説明会とかと、たしかその冊子の中には部活動についても説明されていて、その項目に先ほどおっしゃったよう

に充実して活動時間や場所であったりというのをしっかり明記していただいて、入部してから本当に、あれ、全く違ったのかなというのにならないように、在校生であればプリントであったり、逆に顧問の先生からの説明であったりと計画を立てて進めていただければ問題はないのかなと思っております。

そうですね、一応最後にはなりますけれども、質問ではないんですが、やっぱり中学生になると思春期真っ最中でやっぱり非常に繊細な時期になり、成長期の時期でもあり、心身ともに成長の差が出る時期であると思っております。コミュニケーションも不足して、そんな中スポーツであったり、芸術であったり、部活動を通してリフレッシュするだけじゃなくて切磋琢磨して勝った、負けたとか挑戦してよかったという達成感を喜び合える1つがやっぱり部活動だと思いますので、少子化の生徒数の減少であったり先生方の働き方改革とか、一応部活動変化の時期を迎えていますけれども、やっぱり子供の方や保護者の方が置き去りにならないように、町、学校、地域が一体となり進める問題だと思いますので今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上、私の初めての一般質問を終わりにします。

○議長（色川晴夫君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 中島議員が今一般質問してこうこうこうだったというのは、当面のことに対してのやり取りではそれでいいのかなとは思いますが。ただやっぱりこれは議員さん方も全議員さん方、これは町内だけでなく県内、それから国内まで広がるかもしれないけれども、スポーツ庁がこの地域移行をうたってきて、こうしなさいよ、ああしなさいよと言うのはいいんですけれども、やっぱりそこにきちっと文科省が乗っかってこない。それから予算がついてこない。内容の結論だけを末端に求めてくるという、まずこういう仕組みをいかなものかということで今問われて我々もそれを追求していると。これはやっぱりしっかりした財源をもって、松島だけではなくて2市3町なら2市3町で、スポーツ関係、文化、例えばブラスバンドとかですね、そういう文科系でも何でも指導者たる方々をきちんと予算を組んで確保していかないことにはどうにもならないだろうと。

それからそういったことが、もう1つはスポーツにしても文科系にしても授業の一環だということをまず忘れないでほしいということです。授業の一環でやってきた延長が部活動になって対外試合等になっていっているのが今の今日になると思います。ですから、その辺の根本をしっかりと捉えて文科省とスポーツ庁が合体していかなくちゃならないんだけど合体にならないのが今の状況なので、これはやっぱり我々首長同士しっかりと、実はこれ大き

な問題になっているので、しっかり予算を取ってやっていかないとうまくいかないのではないのかな、またそれが今いる子供たちに対する我々の仕事だということである首長は言っておりますので、こういったことに関しても、まだ新年度は、今はまだいろいろ明記されてないけれども、難しい問題かもしれないけれども、地域移行するのであれば、しっかりこういった形が最終的に、県内もしくは日本国内全てにおいて統一された中で始まっていくのが筋であるので、その辺をしっかりとこれからも訴えていきたいと思っておりますので議会活動もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○5番（中島一都君） よろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） 5番中島一都議員の一般質問が終わりました。

次に、通告の順序に従ひまして質問を許します。3番櫻井 靖議員。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。本日は2問質問させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めの質問でございます。町民と海外、外国人の交流を積極的に進めてはどうかという題で質問をさせていただきます。

世界的に新型コロナの流行が落ち着き、日本の海外との交流がコロナ禍以前のようになりつつあります。本町を訪れる外国人も多くなり、そして、働くために本町に住んでいる外国人も増えています。また、先日は久々に町長が韓国麗水で行われた世界で最も美しい湾クラブの総会に出席されたと聞いております。今後ますます本町と海外との交流は盛んになることと思われまふ。松島町として、こうした海外、外国人との交流についてどのように考えているか、お伺ひをいたします。

まず初めに、先日、韓国麗水で行われました世界で最も美しい湾クラブの総会に町長が出席され、どのようなことを感じてきたでしょうか。また、松島町として総会でどのようなことをしてきたかお聞ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 湾クラブについての質問でありますけれども、湾クラブの総会、松島は今年で入会してから10年ということでありましたけれども、実は私これまで1回も総会というのは行ったことございませぬので今回初めて行ってまいりましたけれども、私が行ったのは入る前の年にフランスには行きましたけれども。それで、韓国麗水に行ってまいりました

けれども、歓迎等につきましては、ホストが麗水市でありましたので市長をはじめ議会議員の皆さんが、世界で最も美しい湾クラブに対しての熱意というんですかね、皆様を迎える熱意というものを感じてまいりました。総会前に麗水市の環境保全の取組等を視察するとともに、皆様方から麗水でこのように取り組んでいるというような熱い内容を受けて帰ってはきております。（「すごくあっさりした答えで」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） これからいろいろ出てくると思うんですけれども、やはり町長が海外に視察とか出張となりますと、国内で行っているのとは違まして内容は国内で行われている総会ということと変わらなくても、経費が少額という、韓国ですからそんなにかからないということがあっても外国に行くとなるとちょっとその動向というのが町民は気になるところでございます。隣町では町長がドイツに視察に行くということだったみたいですが、議会では承認されずに否決されたというのも聞いております。それだけ海外に行くとなると、町民全体、町全体がちょっと敏感になってくるということなのだと思います。この庁舎の壁のところ、世界で最も美しい湾クラブに加盟していますよ、日本で初めて加盟しましたよということが大きく掲げてあります。やはり世界で最も美しい湾クラブの総会がどうであったか、広報などでもお知らせする必要があるのではないのかなと思っていますが、そこら辺はどのように考えているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 私が行ったからということじゃないんでしょうけれども、かなりの熱気を持った大会だったということはまず総括して言えるかと思います。私も、それから観光協会長も一緒に行ってまいりましたけれども、総会がメインでございましたので総会でどういった内容を話されて今後どういったことを思っていくのかというのが主な趣旨でありますから、それにとっての、まず麗水のまちの世界の湾クラブの中の麗水湾の状況だったりをまず見学して、今どういうふうに観光について麗水市が取り組んでいるのかということは体験型も含めて紹介されております。

それから、各国の代表者によっては気候の変動、それから海洋汚染、人口問題など、世界、地球という1つの仲間としての子供たちとの未来を据えて共に力を合わせて地球環境問題に取り組んでいこうというテーマの中でいろいろ様々な議論がされたということでございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと話がかみ合っていないところありますけれども、できればやは

りそういうふうな、こういうふうに横断幕があるので今回の広報に何かしら載るのかなと私思っていたんですけども、町長がそういうところに行ってきたということも載ってなかったのですね。ぜひともそういう横断幕に書かれているところに行ってきたんですから、何かしらの報告というのが町民の方にあってもよかったのかなと思っております。議会報告会の中でも世界で最も美しい湾クラブが気になっているという方がおられるみたいで、やはり看板に入れているのであれば、何かしらそういう情報を定期的に町民に知らせるということは必要だと思いますがそこら辺はどう考えているでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これからいろんな話をする機会が、例えば子供たちの中でも出てくると思うんですね。そういった中で松島町の取組状況、湾クラブの中での取組状況、こういったことをやっているんだよと。ここでいろんな藻場の再生とかプラスチックごみとか様々なことをお話し申し上げていきますけれども、そういったものを総括した中でやっているわけでありまして、そういったものの取組状況等を再度確認しながらお話をしていったり、そういうことでまた、もう1つは日本国内の5つの湾との提携というのもございますので、そういったことも踏まえた観光関係に関連したお話とか様々な面で話題は提供していきたいと思えます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 先ほど日本の湾クラブの方々ともちょっとお話も、皆さん多分来られたのかなと思うんですけども、外国の方々となかなかお話しするというのは難しい点は確かにあるかと思えますけれども、日本のそういう各所の湾クラブの所属しているの方々ともお会いすることがあったので、何かしらそのお話しする機会というのがあったかなと思うんですけども、どこの国の人とどういうふうな話をしたというのはなかなかちょっと難しいところがあるかと思えますけれども、どういったことをこの総会でその仲間の方々とお話しされたか、その一片でもちょっと紹介していただければなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これ、だんだんとこの答弁書と合わなくなっているんですけども。

まず今各国、国内5つの湾といってもですね。まずは、1つは宮津の市長からじきに湾クラブの総会の中でちょっといろいろお話ししたいことがあるということも事前に1つはございました。向こうの市長も来るので、私も行きますので、ぜひ松島の町長とちょっといろいろ時間を取ってお話し合いをしたいというお話の内容もございましたし、それから、初めて駿河

湾は静岡の方々、それから佐世保の方々、それから、そういった方々とも、あと富山の方々ですね、お話をしてまいりました。各湾の取組を聞いてまいりましたが、平たな話、かなり背伸びをした話題になるなというのは、やっぱり松島はキャパ的に小さ過ぎると、世界の湾クラブの中では。やっぱり1万4,000人弱の人口が、やっぱり最低でも二、三十万人ぐらいの人口のあるところと一緒に活動するとなると、予算の組み方、考え方、持っていく方というのは全て異なってくると。まずそこをまず1つ痛感してまいりましたが。

ですから、松島が仮に日本で一番最初に入ったといっても、私初めて総会に行ってみて思ったのは松島湾でないとやっぱり勝負できない、勝負というか、いろんなところで、国際会議を開くにしても何にしてもホストになりますのでそれなりの経費が相当かかります。ですから、富山でやったときも、富山はたしか富山県のほかに7つか8つの自治体、市町が負担し、またいろんな方々が会費を出し合って運営されていると。それから、そういった静岡にしてもそうだし、宮津についてはちょっとあまり予算的なことは聞かなかったけれども、あとは佐世保はかなりの、あそこは30万人弱の人口ですから、そこでもって前の朝長市長さんがぜひやりたいということで松島に勉強に来て、そしてなったところでございますので、まだ力の入れようが、今年ちょっと市長さん替わりましたけれどもね、継続しているのかなという内容でお聞きしてまいりました。

ですから、やっぱりそういったところとともに、やっぱりこれからは湾クラブの中でやる場合には国内同士の湾が提携していかないといろんなもののホストには難しいかなと。富山が前回やったようでありますけれども、そのときの予算額ははっきり聞いていませんけれども相当数の経費がかかっている。今回の湾クラブの総会でも一番最初に予算の問題が出まして、やはり会費の問題から全て出てまいりましたし、そういった話の中でやっぱり30%以上の物価高騰の影響を受けてきていると。ですから、今湾クラブそのものの運営も厳しいところに来ているというお話、一方的なお話です、これは。我々は聞くだけですけれどもね。ただ、こういった中でも、やっぱり会員の中からこういったところの経費がかかり過ぎではないかと。要は副会長さんが4人いますから、各湾を視察していく場合の経費についても少しかかり過ぎてはないのかとか、そういういろんな議論をされていたようでありました。私の隣に宮津の方がいらっしゃいましたけれども、この方は大変優秀な方で英語もフランス語もどちらも話せる方で、今こういったことを話されたとか、夜、お食事のときに今日はこういう内容だったとかという碎いたお話も聞きましたし、あとは同行した職員も後で報告書をしっかり見させていただきましてけれども、しっかりその辺の報告もされておりますので、今後も

そういったことも踏まえながらやるようになるのかなと思ってきたのが率直な感想です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ありがとうございます。今の生の言葉を聞きまして、最初の答弁で終わってしまうんだっただうしようかなと思っていたところ、そういう率直な感想をお聞きしたのでほっとしております。

次の質問に移らせていただきますが、松島町として世界で最も美しい湾クラブとの関係を今後どのように活用していくのか、また町民に対して世界で最も美しい湾クラブでの取組をどう伝えていくのか、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 若干もう前に触れたような気がいたしますので重複しないようにしますが、まず松島というのはやっぱり世界に行ってもネームバリューは多分いいんだろうなと思って帰ってまいりました。ただ、松島というのが、じゃあどのぐらいの価値があるのかなと思って、ちょっと韓国とちょっと比較した場合に、私も韓国、今年4回目か5回目なんです、行っているのは。ただコロナ前に行って宮城県が主催で吉林省に行った帰りに韓国に寄ったのが最後ですから4年ぐらい前だったと思いますけれども、その当時と今回の韓国はもう全然違うなど。何が違うかという、多分向こうのほうが景気がよくなってきたんだらうと思います。ですから、ウォンに対して円が安いようになってきたのかなと。それから、向こうは半導体関係が大分盛んでございますので、そういったことで経済的なものが、経済力というんですかね、国力が上がってきたんだらうと思います。ですから、平たなことをいうと韓国のほうが日本より上のほうにいるのではないかなと感じてまいりました。

そういった韓国の勢いというものも少しは感じてきておりますけれども、そういった中で松島湾、今度どのぐらいのネームバリューがあるのかなと聞きますと、向こうの方々に聞くと、全ての方じゃなくてですよ。英語も通訳されている韓国で、麗水のほうで頼んだ方々の話を聞くと浅草までですね、知っているのは、日本は。それから、宮城のほうは全然知らない人がほとんどだったんじゃないかな。それで、飛び越えて北海道を知っている人がいましたけれども、それはやっぱり世界の中での宮城なんだらうと捉えてまいりました。

ですから、これは県も挙げて、やっぱりこれからインバウンド誘致にしても何にしてもまだまだ手の届かないところがあるので、こういったところはしっかりとお話し合いをして県国と観光連携をつくってやっていくのがインバウンド産業になるのではないかなということ、これから町内、地域内の方々といろいろお話し合いをして松島をどうするかということで考え

ていきたい、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今のはインバウンド全体の話というか、そういう話だと思うんですけども、湾クラブとの関係性というか、そういうのをちょっとお聞きしたいなと思っていましたけれども。世界で最も美しい湾クラブというのがどういう集まりなのかというのは、町民の方々はほとんど知らないのではないのかな、名前はこういうふうにあるけれども中身というのがちょっと知られてないのではないのかなというのも私ちょっと感じておまして、松島湾ダーランドとごっちゃになっているという部分というのが大部分の方なのかと思っておられます。

当初、世界で最も美しい湾クラブの加盟というのは海の世界遺産に加盟できるという感じで私も考えておまして、加盟すれば観光客が増加するのではないのかということが一番の主なのかなと思っていたんですが、いろいろ私も9年前に湾クラブの総会に出席させていただきまして、そこからフェイスブックなどでもずっとフォローをさせていただいていろいろ情報を得るうちに、やはり湾クラブというのは観光が目的というよりは、もっと環境保全というのが第一の目標で、美しい海、美しい湾を後世に残すための活動団体なのじゃないのかなと私は今思っているところであります。それで、世界で最も美しい湾クラブに加盟した意味というのを、ぜひとも町民の方々にお知らせすることもまた大切なのかなとは私は思っているんですけども、そこら辺の考え方についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 湾クラブが世界でどのぐらいの国が加盟して幾つの湾があるのかとかそういうものに関しては、今さらということじゃないでしょうけれども改めて報告してほしいということでもありますので今後そういったことも広めていきますけれども、ただ出入りがあります。今20か国ぐらい42ぐらいの湾が加盟していますけれども、これが今年2つ加盟したり2つ辞めてみたり、いろんなことがあるようでありますから、なかなか定まったあれではないんでしょうけれども、大体この20の42湾が今のところ推移しているのかなと思っておられます。そういったことで、例えば6月5日でしたかね、これは世界環境デーということが決まっているようでありますから、そういった環境デーにはこの42の湾が一斉に、例えばごみの清掃でも何でもいいですから、そういう環境美化に動こうと、そういったことからまずやっつけようかというようなことが底辺にはあるようであります。ですから、

それが松島に来れば5月にごみ拾いをやっていただいたり、ボランティアの方が藻場のだんごを投げたり、そういったことをやっていただきますけれども、そういったものが全部ここにつながってきているということだと思っています。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともそういう環境問題に関心を持ってもらうということも大切ではありますので、湾クラブを通じてそういう活動をしているんだよというのも町民の方々にお知らせする機会もぜひそれに併せてしていただければと思っております。とはいえ、今回、総会に観光協会長も同行されたということでございますので、松島町としては観光に世界で最も美しい湾クラブを何かしら利用したいということでもあるのかなと思っているところでもございます。せっかくいただいた冠ですので、それを大いに活用して価値をつけていくというのもまた1つの方策なのかなと思いますけれども、世界で最も美しい湾クラブを、今後その冠をどのように活用していくか。そういうことは何か考えていることはございませんか。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 冠については今さらここで話しすることじゃないんでしょうけれども、最も美しい湾クラブのロゴマークがありますから、そのロゴマークの中に松島ベイといって松島独自のロゴマークを作っていると。こういったことに関しては湾ダーランド協会の許可がないと使えないことになっていますので、それを使って今やっているというのが松島なんですね。ほかの湾もそうでしょうけれども。それで、そこから一步踏み出してできているのが、松島だけじゃ駄目なので松島湾を囲むエリア、自治体、ここで1つのことをやっていこうよというふうにしてできたのが湾ダーランドだと思っていただければよろしいのかなと思います。それが、今度は観光にどう取り組むかは、この湾ダーランドの中ではまだ、この観光に特化したお話というのはまだしていませんけれども、今回、韓国のことも含めて、それから、これは次回、今後どういうふうに松島がスタンス的に取り組んでいくのかということも1回考えるときも必要になってくるかと思っておりますので、この辺については観光協会ともよくお話をしてやっていきたいと思っております。ただ、観光協会が湾クラブに行かないと駄目だという、入らないと駄目だからもう観光は駄目だということは、そういうお話は多分出てこないのではないかなと思っています。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） せっかく世界で最も美しい湾ということでございますので、いろいろ日

本遺産の町というのもありますし、それから日本三景というのはいまもう代々あるわけですが、でも、グローバル社会の中でやはり世界で最も美しい湾。そうすると、外国から来た人達も、ああ、すごく美しい町なんだろうなということが何となく理解してもらえるのかなと思うので、ぜひともそういうことも前面に出していいのかなと私思っているんです。

それで、日本で一番先に加盟したのはこの松島でございますので、やはりそれを生かしていくというのは1つの宣伝効果になるのかなと私は思っております。これはちょっと聞いた話なんですけれども、北海道の東川町というところで、この電話の対応で写真の町東川町ですといつも出られるということでございます。だからといって、本当にそれが浸透しているかというのはちょっと疑問に思うところもございますけれども、松島町でもそういうふうに電話対応で世界で最も美しい湾、松島ですという電話対応をしても、そういうことをすることで地道に宣伝活動にもなるのかなということもございまして、何かしらにつけて世界で最も美しい湾と名乗っていくということもまた1つの宣伝になるのかなと。そして松島の地位を高めていくことにもなるのかなというのでそういうこと、例えば、皆さんの名刺のところに世界で最も美しい湾、松島ということをつけていく、議員も含めてそういうことをしていく運動であるとか、印刷物にそういう1文字を加えるということをしていくことによって、もっともっと松島の希少性というか、そういうのが高められていくのかもしれないので、そういうこともぜひとも検討していただければと思いますのでぜひともよろしくお願いいたします。

そして、先ほど町長も言いましたとおり、松島町が世界で最も美しい湾クラブに加盟いたしまして今年で10年ということでございます。そして、町のホームページに期待される効果としてという項目がございまして、その中に松島湾のすばらしさを再認識する、そして世界で最も美しい湾クラブ会員のネットワークが構築されることで松島の知名度が高められます。知名度が高まることで世界各国から松島に外国人観光客が増えることを期待されますということが実際載っているわけです。それを、やはり10年たって検証していくことも大切ではないかなと思っておりますが、その検証作業についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） これは私1人だけの考えだけでは、この先どうするということだけでなく、観光に関係する方々、観光協会長さんをはじめ様々な方々とやっぱりこの辺についてはしっかり議論していかなくちゃならない。ただ、今ロゴマークを使ったどうのこうのというお話がありましたけれども、松島湾の中では様々な機会を通じてロゴマークを使って今出してお

りますので、今改めてこれからやりますということじゃなくて、これからもやってまいりますし、また電話の対応ではやっぱり湾クラブは言わないと思います。松島ですと素直に言うか、観光班で日本三景と言うかというところまでは言わないと思うんですね。ただ外国の、例えば、だんだんだんだんインバウンドが復活してきて仙台空港も発着便が大分増えてまいりますので、そういったときに、例えば松島湾のロゴマークが入ったポスターが掲示できるように、もしくは韓国の帰りに宮城の事務所が、ソウル事務所というのがございますけれども、そちらにも寄ってきましたけれども、そちらでは春夏秋冬どンドンどンドンPRしますのでこれからもよろしくというお話もございましたので、そういったところとの交流は今後とも深めていきたいと思っておりますし、そういったことを通じて海外からまた松島に来ていただければと思いますので、様々な面でいろんな方々とお話合いをして、この先進めていきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今後、このようにまた総会に参加するという機会もあると思います。各国の人たちとどのようなことを交流し、どのようなお話をするのか、そしてどのような湾クラブにしていくのかということをお話される必要があると思っております。そして、参加するからには何かしらのよい報告ができるようにしてもらえるのがいいと思っております。次回の世界で最も美しい湾クラブの集まりに参加する機会がございましたら、ぜひそういったご報告をお土産に持ち帰っていただきますようによろしくお願いいたします。

その次の質問に移ります。

本町は英語教育に力を入れておりますが、英語を母語として使っている国との交流は考えていらっしゃるのでしょうか。アメリカ、チャペルヒルとの交流再開について考えていらっしゃるのでしょうか。その他、町として、教育委員会として海外との交流について考えることはございますか。よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） チャペルヒルというか、外国との関係、3問目に行っているんですかね、もう。（「はい」の声あり）じゃ、教育委員会等にも関係しますので教育委員会から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 海外との交流事業としましては、松島第五小学校が台湾の双冬小学校とオンラインでの交流を続けておまして、学習したことをお互いに発表したり、流行し

ているものについて質問したり英語を活用しながら交流を行っております。交流におきましては、宮城県の国際政策課などとも相談しながら、この取組を一小や二小でも海外との交流事業の実施について英語を母国語とする国を含めて検討してまいりたいと考えております。

また、アメリカのチャペルヒルとの交流は、当時参加した子供たちにとっては、世界に目を向け英語教育や国際感覚を身につけるよい機会として平成27年度まで3回ほど実施していましたが、現在のところチャペルヒルと都市間としての交流再開は考えていない状況でございます。教育委員会としましては、現在進めている子ども国際観光科のカリキュラムやこども英語ガイドの内容を充実していかなければいけないと思っているところでございまして、様々な情報や、これまでのきっかけ等を大切にしながら成果が表れるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 松島町は、やはり子ども国際観光科というのを取り組んで、やはり英語教育の力でいくという方向で今進んでいる状況だと理解しております。そして、こども英語ガイド、これは本当にすごく立派な事業だと思っておりますし、それに関わりますユーチューブでの英語による松島を紹介している動画、もう本当に大変努力しているということは本当に認識しているところでありますけれども、できることならやはり本場の英語と言葉をしている国とぜひとも子供たちの交流というのが1つのゴールではないのかなと思っているんです。やっぱり1つの大きな目標、ゴールに向けて子供たちも努力するというのがより一層高まるのではないのかなと思っているんですけれども、そういった外国との交流、英語を母語とする外国との交流についてももう少し考えていることがございましたらお聞かせ願いたいんですけれども。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 櫻井議員さんのおっしゃるとおりで、最終ゴールは外国の方、つまり英語を母国語としている外国の方とやり取りが、ある程度やり取りができるということを究極の狙いとしています。そのために子ども国際観光科というのを立ち上げたんですが、そんなに簡単に、はい、しゃべれますかという話ではないので、そのために10年間という指定を受けました。ですから、まだ2年しかたっていませんけれども、これからこども英語ガイドで蓄積したノウハウを各学校の子供たちまで下ろしていきながらやっていきたいと考えております。これも何かできれば早くと思うんですけれども、じれないように、とにかくきちんと学力を上げながら少しずつやっていくということです。

そして、今回も、来年のことをいうとあれなんですけれども、英語の加配がつきそうなので、英語の加配の先生とマーティンやブライアンとやり取りしながらやっていきたいと。内容的には、これも私個人的に考えているんですけれども、曜日の1日くらいはもう全部英語を使っちゃおうかなと。あるいは、それじゃ厳しいかというのであれば1時間くらい全部英語ですという話のような形で少しちょっと負荷をかけながら英語をやっていきたいと。ただあまり負荷かけ過ぎて英語が嫌いになる子が出てくるとこれまた本末転倒なので、そういうところを見図りながら担当の先生たちとやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今10年、そういうことでやっていくということがありますので、早急に来年からアメリカと交流しろとかというそういうことはないにせよ、最終目標としてそういうことも考えていけるように努力していくということをぜひやっていただければと思います。そして、子供たちの学力、英語の能力が向上した際には、そういうことを考えていきたいという町であっていただきたいなと私は思っております。やはり世界に羽ばたく人材を育てるという上からもぜひそういうことが大切ですので、町としての目標、そして、そういうことを掲げていくことによって子供たちの目標にもなっていくと思いますので、またそれを取り入れていただければと思います。ふるさと納税なんかもそこでもしよければ使えないことではないのかなと私思うんですよ。自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくりの趣旨の中にグローバル化への対応というのも中に書いてありますので、その一翼を担う人材を育むという部分も必要でございますから、ぜひともそういう活用というのも考えながらやっていっていただければと思いますので、そこら辺どうぞよろしくお願いいたします。

それから、ぜひ、できればチャペルヒルとの交流というの、それこそオンラインか何かでも何かしらつなげられないのかなという思いがあります。せっかくつながった縁でございますので、ここが切れてしまっただけはまた一からつなぎ始めるとなってくるとまたすごい労力も要ることがありますので、何かしらのご縁を感じたところそのまま大切にして、あと5年、そのくらいのスタンスでもいいから何かしらのつながりを持っていていただいて、オンライン、それこそ台湾でやっているそういうこともできなくはないのかなと思うんですが、ちょっとそういう考え方はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷教育課長。

○教育課長（蜂谷文也君） 先ほども申し上げましたが、これまでいただいたきっかけというも

のはやはり大切にしていかなければいけないと考えております。そして今、台湾の双冬小学校でやっているオンラインの交流もありますので、これを拡大して一小、二小としていく中で、やはりその選択肢の中には入れていくことも可能かと思っておりますので、その辺については今後いろいろ検討させていただくことになるのかなとは考えております。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） やはり英語を母語とするところとしないところでは、やはり違うと思うんです。そこら辺も含めた形で、今後ちょっと英語教育の向上という部分に関しましては、ぜひとも英語圏のところとの交流というのは取り入れていただけるようなことも考えていただきたいと思えます。

それで今、台湾との交流というのが出てきましたのでちょっとお話しさせていただきますけれども、やはり第五小学校、今だけなのでやはり、そして1年に1回ですかね、やっているのはね。そういう部分では、なかなかちょっとそういうのももったいないのかなと思っております。五小だけ、それも1学年1回だけとならずに、そういう交流というのが続けていければなど。教育長に以前お話を聞いたときに、やはり期間、長いスパンでそういう交流は続けていくんだ、1年、2年で終わらせないという気概を持ってこの活動、この事業をされていくというのを聞いておりますので、ぜひともそういうことをほかの学校、そして、ほかの1学年にとどまらず、また、違う学年になっても続けていけるようになればいいのかなと。校外活動でも何でもそういう部分でちょっとしたときにそういうものがあれば、なおさらもっとも学校とのつながりというのが深められると思えますので、ぜひともそういう部分も考えていただければと思っております。

そして、なおさらその小学校は南投県にあるということでございますので、ぜひとも松島町は南投県の埔里日月潭より東日本大震災のとき多額な寄附を頂いておりますので、そういうご縁もある町ですので、もう少しちょっとリアルな感じのことも考えていただいて、それこそ向こうの小学校から来てもらう、そしてこちらの小学校で誰か行ける方がいればそういう交流をしていくということもまた考えられるのかなと思っておりますので、そういうふうに、ぜひとも海外に興味を持ってもらう機会をなおさら増やしていきたいと思っております。ぜひとも海外に興味を持ってもらう機会をなおさら増やしていきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 年1回のオンラインだけではという話でございますけれども、これは県の国際政策課の施策のうちの1つなので年2回になるか3回になるかは、こことちょっと

協議しながらやっていきたいなと思っております。私自身も年1回ではなと思わないわけではないです。ただ、今の状態だとやっぱり年1回が適当なんだろうと。台湾のほうがやはりレベルは上です、英語でも何でも正直申し上げて。ですから、十分に準備した上での台湾との交流だったらこれは逆に成果が上がるなと思って、矢継ぎ早にパンパンパンと回数だけ増やしていくんではちょっとどうかなと思いますので、ここら辺は国際政策課というところと協議しながら増やすことができるかどうか確認していきたいと思います。前にもお話ししたように台湾と日本は国交が樹立してないので、何かあつちは領事館級が来ているのでそんなに簡単にはいかないかもしれませんが、うちの願いが届けばいいなと思っております。それから、さっき言いました一小、二小なんかも機会あれば増やしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今後の努力を期待しております。今までいろいろな外国の地域とつながりを持ちながら、ここ数年ですね、数年でもうやり取りが終わっているというのが結構現状だと思っております。関係が希薄になることが、やはり希薄になるというのが本当に残念だと私は考えております。担当が替わってその地域と交流がもう途絶えてしまっているということが今後ないように、ぜひとも長い付き合いというか、そういうことで台湾との交流につきましてはぜひともやっていっていただきたいなと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

本町にも多くの外国人の研修生が住んでおります。そういった外国人と町民の交流について町として考えることはありますか。町主催のふれあいスポーツ大会や文化観光交流まつりへの参加、また区の行事、学校との交流など松島をよく知ってもらうことを考えてみたらいかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長（千葉忠弘君） 外国人研修生の方にふれあいスポーツ大会、文化観光交流まつりなどに参加してもらうことは、地域や各種団体の方々との触れ合い、交流が深められることもありますので、実行委員会など主催する側、それから研修生の受入先などとも相談しながら検討させていただきたいなと感じております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 先日、国際交流協会外国人研修生を呼んでバーベキューを行ったところ、研修生に本当に大変喜んでいただきました。やはり見ず知らずの外国の地に来て働いている方々が日本人との交流ができるということは、彼らにとって本当に大変有意義なことであると私は思っております。彼らが、まだ若い人たちですからこれから何十年後かまた日本に遊びに来たい、そしてあのときよくしてもらった松島に来たいとなれば私たちにとっても本当に大変うれしいことになると思っております。そのためにいろいろな行事とかに参加していただけるということになれば本当にいいことだと思います。

この間テレビを見ておりましたら、アフリカのある小学校が日本の運動会というのを取り入れているという場面が映し出されて、ああ、外国人でもこういう運動会というのをやるとすごく楽しいんだろうなというのをちょっと画面で見ました。やはりああいう運動会というのとはなかなか外国ではないらしく、そういう部分で参加すれば、多分外国人というのとはふれあいスポーツなんかですごく楽しんでもらえるのかなと思っております。これはやっぱり雇主さんとのご事情というのがやっぱりあると思いますが、町や地域で行っている事業についてやっぱり雇主さんと連絡を取っていただきながら参加してもらえるように町としても積極的に働きかけていただきたいと思っております。松島がただ働きに来ている場所だけではなく、思い出の場所、そして今度は家族そろって連れてきたいと思える場所にしていただきたいと思っております。これからも交流を持っていただきたいと思える場所にぜひともしていただきますようにご努力よろしくお願いいたします。

それからまた、地域にいろいろな伝統行事とかそういうものもございます。外国人が町や地域の行事に参加してもらうことでコミュニティ活動や伝統文化を絶やすことなく続けていけるということもあるやに聞いております。ぜひとも、そういう地域への働きかけというのを町でも行っていただき、例えばおみこしと一緒に担ぎませんかですか、それから草刈りとか清掃活動を一緒にやっていただいて、その後、一緒に直会をして一緒に大宴会をしましょうという感じをしていただければ、そういうことで町民と一体感を得られると思うんです。そういうふうな、ぜひとも情報を共有していただいて町としても仲介をしていただくということは今後できないでしょうか。そこら辺についてもお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） なかなか議員が言う理想に町がついていくのは大変ですけれども、確かにこの間、国際交流協会が開いたバーベキュー大会、県内で働いている方々、県内でない、

町内で働いている方々が一堂に会してあれほど楽しくバーベキューを楽しんでいる姿というのは初めて見ましたので、それは松島に来ていろんなところで働いている方々が年に何回かお会いしてああいったところで交流を深めるということは、里帰りをする気持ちを、何ていうんですかね、そういった仲間と一緒に共有することによって紛れることもあるんだろうなと思って見ておりました。

ですから、これは町が介入するものなのかどうか私分かりませんが、まず町は最低限度、町内でどういった業種の方々がどういった国の方が働いているのか、まず実態をまずつかむ必要があるなと思って見ていました。必ずしもあそこに来ていただいた方々以外にもいらっしゃるだろうし、それから、研修生がどういった目的で、何年の目標で、どういった内容で来ているのかというものを受入先とよく自治体が把握をしていかないと、これは勝手にこういったことをやるからどうだとかというのはなかなか難しいかと思うんです。そういう一過性のものについては簡単かもしれませんが、継続的にやっていくとなると、なかなかお話し合いをして詰めていかないと難しいのかなと思っております。そういったことに対して、今後、検討課題ということでやっていければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） なかなか国際交流協会だけでは外国人の把握というのは難しいものから、ぜひともちょっと町に仲介に立っていただければもっと広いところに声がけというのできるのかなと思いますので、そういう労をもししていただけるんだったらありがたいと考えております。町民の方々と松島に働きに来てくれる、来ていただいている方々との交流というのは、やはりこれから進めていかなければいけないことだと思っております。近い将来、もっともっと外国人が日本に訪れ、そして日本で働くというのは増えてくることだと思います。そして、松島から世界に羽ばたいていく人材も増えることだと思っております。海外や外国人が身近な存在であるということをお話しして、この質問につきましては終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） ただいま櫻井 靖議員、一般質問継続中でございますが、ここで休憩に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 再開は15時50分、15時50分に再開します。

午後3時37分 休憩

午後3時50分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

3番櫻井 靖議員、一般質問をお願いします。

○3番（櫻井 靖君） それでは、休憩前に引き続きまして質問に移らせていただきたいと思います。

第2問に移ります。防災に対する町民への啓発はどうなっているかということにつきまして質問させていただきます。

本町は住民に対して災害などによる危険を知らせる手段として防災行政無線、戸別受信機の貸与、ホームページ、安全安心メール、フェイスブック、LINE、インスタグラムなどの各種SNS、テレビ伝言板、防災行政無線テレホンサービスを導入しており、その充実ぶりは自治体としてはトップクラスであると思われます。しかし、こういった努力をしているにもかかわらず、いまだに防災行政無線の内容が聞き取れないといった不満を口にする住民が少なくありません。また、先日、大規模な防災訓練が行われましたが、町民一人一人が、こういった災害のとき、どこに避難したらよいか分からないではないかと思われます。立派な防災計画があっても、町民一人一人がどのように行動したらよいか分からなければ意味がありません。防災に対する町民への啓発について町でどのように考えているかを伺います。

まず1つ目です。ほとんどの住民は、テレビ伝言板、防災行政無線テレホンサービスについて知られてないようです。せっかく誰でも使える方法を導入しても、使われなければ意味がありません。この状況を踏まえ、町としてはどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 櫻井議員からの防災に対する町民への啓発等についての質問に答弁まいります。

防災に対する町民の啓発につきましては非常に重要な取組と認識しており、町民自らの安全を守るために防災に関する正しい知識や行動を身につけることが必要と考えます。災害に対する危険を察知し、迅速な避難行動を起こすことが自分の命を守ることとなります。町の取組といたしましては、自主防災訓練など各種訓練や防災に関する講話を通じ、避難方法や避難場所、災害時の行動などを説明し啓発しているところであります。情報伝達手段についても、防災行政無線をはじめとする様々な方法により住民に対する情報の迅速かつ正確な情報伝達手段の確保を図っており、防災行政無線が聞き取れない場合にはメールや防災行政無線

テレホンサービスなどにより補完する仕組みとなっております。

詳細について危機管理監から答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 知られていないということで、私からこちらの周知についてご説明させていただきます。

まずテレビ回覧版についてですけれども、こちらは4月広報同封のチラシ及び広報6月号に記事掲載しております。また、防災行政無線テレホンサービスについては4月から6月号の広報に記事掲載しております。また、11月号からは広報の裏表紙に継続的に掲載することとしておりました。また、そのほか区長会議、あと各地区で行われる自主防災訓練などを通じて周知しているところでもあります。ある地区の訓練に伺った際に、こちら利用状況を訓練のさなかお聞きしたところ、既に利用しているよ、知っているよという方もいらっしゃった一方、やはり初めて知ったという方もいらっしゃったことから、今後、継続的にこういった周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 本当にこの防災行政無線、SNS、あとテレビ伝言板、そして防災行政無線テレホンサービスがあれば、ほとんどの住民に対して防災情報、避難情報が周知できるものだと私は思っております。防災行政無線につきましては、やはりどうしても聞き取れない場所というのがございますので、それ以上どうしようもならない部分というのは確かにあるのかなど。そして、SNSに関しましては、本来皆さんそれを使っていればいいのかもしれませんが、やはり使いこなせない人、そして最初からもう諦めている人、そして、そういったところにお金をかけたくないという人もいますので、そこは一定の人数、そこでは全てという部分にはならないということでもあります。

しかしながら、テレビ伝言板と行政防災無線テレホンサービスがあれば大体の人に有効なサービスとして活用ができる、ほとんどの住民に対して防災情報、避難情報を伝達する手段となり得るということだと思っているんです。しかし、やはり先ほども言われましたとおり、テレビ伝言板、防災行政無線テレホンサービスの存在というのが本当に多くの方がまだ知られていない。この間、議会報告会の中でも聞こえないんだということが言われていたんですが、やはりテレビ伝言板というのがありましてねという話からやはり入って、そしてこういうことに活用できるんですよとやはり説明をしなければならぬというのが現状であります。やはり、そういう周知というのをもっと徹底していかなければならぬのかなと思っております。

ます。

広報だけでなくチラシなどでも入っていたみたいですが、その場限りで捨てられてしまっているということも現状多いのかなと思っております。やはり目立つようなところにそういうものを周知するという方法が必要なのかなと思います。例えば、ごみの分別という部分で大きな紙に書かれて毎年配られているというのがございますけれども、そういうところの片隅にでもテレホンサービスですか、その電話番号が書いてあるとか、そういうことがあれば何かのときに目に入るということにさせていただければいいのかなと。それから、捨てられない工夫というのもぜひとも考えていっていただきたい。例えば、テレビの脇に置くメモ帳というのをちょっと作っていただいて、そちらに電話番号を書いてあるとか、クリアファイルを使ってそこに何か資料を入れていくようなものの状態でそういうものを配布するか、やはりそういう工夫というのが必要だと思いますが、そこら辺の工夫について何か考えていることがございましたらお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに櫻井議員おっしゃるように、広報紙に今月11月から裏表紙に継続的に載せていますけれども、それだけではやはり周知は足りないのかなとも思いますので、今お伺いしたご意見をちょっと踏まえまして検討させていただきたいと思います。

また、やはり広報とか面だけの周知じゃなくて点として、例えば自主防災訓練でも、いろんな防災講演でもそうですけれども、事あるごとに実際テレビのリモコンなんかを利用しながらdボタンを押してこうですよというの今回必要だなとも感じているところだったので、そういったのを複合的に組み合わせながら周知によい方法を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今言われましたとおり、ぜひともいろんな集まりのときに、ぜひともそういうことをやっていただきたいと思います。例えば小学校なんかでもぜひそういうことでテレビ伝言板の使い方というの、何か防災教育の授業があるときにこういうのを松島町でやっているからちょっと見てみてくださいねみたいなこともあればいいのかなと。子供たちがいじっている状況を見て大人たちが、どれどれ、私もやってみようかなということもあるかなと思いますので、ぜひともそういうことから、ぜひ点を面に変えていろいろな場面で活用していただけるようお願いしたいと思います。

それで、あとテレビ伝言板について特になんですけれども、ふだんからやはりテレビ伝言板を使ってもらえるような工夫というのをしていかなければいけないなと私は思っております。町民がもっと興味を持ってもらうような情報というのを絶えず掲載するというのが大切ではないでしょうか。やはり広報まつしまよりもタイムリーな情報というのが載せることができますので、早め早めの更新というのをぜひ心がけていただきたいと思います。

それから、テレビ伝言板しか載っていない情報というのもあって、そのお得な情報がテレビ伝言板には載っているよというのが分かれば町民は毎回チェックしたりすることもあると思いますので、そういう工夫もぜひともしていただきたいと思います。何かテレビ伝言板活用について考えていることがございましたらお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） そうですね。今現在はやはり町の情報等々、もしくは防災情報中心のテレビ回覧版への情報提供となっております。こちらテレビ回覧版という名称ですと宮城県東日本、KHBになりますけれども、ほかの県でもこういったテレビ情報をデータ放送を通じて載せているサービスをやっているのです、そういったほかの他県の状況なんかも見ながらどういった形で情報提供を効率的に行えるのか、ちょっと考えさせていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひとも工夫を凝らしたことをしていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

多くの住民に協力してもらって防災訓練も必要と考えますがどうでしょうか。防災機能を有した公園、避難場所を使い、防災を想定した訓練も必要と考えますがいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今年の総合防災訓練ですけれども、磯島を会場としまして消防団が所有するゴムボート、こちらを使用した水難救助訓練を初めて行いました。そのほか、災害対策本部の設置運営訓練や倒壊家屋等の救出訓練、初期消火訓練など実施しておりました。今年度に関して言いますと、防災関係機関の連携、こちらを主目的として防災訓練を開催しましたけれども、次年度以降の総合防災訓練につきましては各地区の自主防災訓練と連動した内容で行えないか、こちらは以前にも行ったことがありました各地区で行った訓練内容を災害対策本部に報告させるというような形で訓練を行った実績もありますので、そういった

形で行えないか検討しているところでございます。

また、防災機能を有した公園等における訓練。こちらにつきましては、こちら自主防災組織のほうなんですけれども、過去に防災公園を使って、防災あずまやとか、かまどベンチなどを使って訓練したということもありましたので、こちらのほうもやれるとは思いますが、どのような訓練、例えば地区だけでいいのかとか、何地区かまたがって行うのか、そういったのは検討必要ですけれども、どのような訓練を実施できるか考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ありがとうございます。本当に今言われたとおり訓練ができればいいなと思っております。なかなかコロナ禍でこれまでは住民を巻き込んだ防災訓練というのはなかなかできなかった時期というのは長く続きましたけれども、町民防災の日も制定されたということもございますので、毎年とはいかなくても住民が忘れない程度に大規模な防災訓練というのをぜひ行っていただければと思います。津波が想定される場合、大雨が想定される場合、いろんな場面でどこに逃げたらいいのかというのが全然違ってくると思いますので、町民一人一人がぜひ考えるという機会を持っていただければと思います。それから、お子さんも1人でもしうちにいたとき、どういうふうに行動を取ったらいいのかということもぜひあると思いますので、そういったことも想定しながら家族で話し合える、そういったきっかけづくりをしていただけるように町として働きかけしていただければなと思いますので、ぜひともお願いいたします。

それから、防災機能を有した公園避難場所での訓練ということで、ぜひともこちらをやっていっていただかないと、もうなかなか忘れてしまうと思うんです。その場所でそういう機能があるというのが分からないでそのままほっとかかれている場所というのがもしかしたら出てくる可能性も出てきますので、ぜひそういうことがないように職員の方々が、あそこの地域の方々が、どちらがやるかはちょっと分かりませんが、そういった話合いというのもしていながら、ぜひとも訓練をやっていただきますようお願いしていきます。

そして、次の質問に移らせていただきます。

自主防災組織の現状はどうなっているのでしょうか。地域ごとに防災に対する意見交換を行っているのでしょうか。また、各種団体に対してどのような役割をお願いしているのか伝わってないようですが、そののところをどういうふうになっているのかお聞きいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 自主防災組織の現状につきましてですが、こちら41団体、現在組織されておりまして結成率は約74%となっております。これまでコロナ禍によって各地区における訓練実施は難しい状況ではありましたが、今年度、今年になって7地区で訓練が行われております。こちら、まだ12月ですので年明けにも予定あるかとも聞いていますのでもっとも訓練を増やしていければと考えています。

また、地区内での意見交換につきましてですが、ちょうど平成十何年ぐらいかな、自主防災組織を立ち上げるというときに私関わったんですけれども、このとき各地区に私を含め担当が出向きまして、町も含めた住民同士の意見交換を行って自主防災組織をどうしていこうというような議論をした事例もありますので、こちらも実施するという事は可能かと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この自主防災組織、今七十何%という話でありますけれども、地域によってでしょうけれども、なかなか更新されてないという地域があるやに聞いております。名前だけはあるものの、実際、誰がどういうふうな役割をしているのかというのがちゃんと組織立ててないというところもあります。ぜひ、やはりそういう現状をもっと把握していかなければいけないなど。数字だけ見て七十何%自主防災組織があるからいいやというのではなく、現状ちゃんと動けるのか、その役割がちゃんと保てるのかというのをきちんと把握していかなければなりません。やはり、その地域によっては全然機能してないというところもございまして、万が一のことがあった場合、全然機能しなかったということではいけないことでもありますので、ぜひともそこら辺をしっかりと町としても把握していただければなと思っております。

それから、先ほど話合いの場を持ったと言っておりますが、やはり十数年前の話ですよ。ですから、やはりそういうのはある程度5年置きとかそういうことでやっていかないとなかなかきちんと伝わっていかないという現状もございまして、また改めて1からという形でやっていただければいいのかなと。やはりそこは間を詰めて、10年という単位じゃなく5年ぐらいのペースでお話合いをやっていけばいろんな問題というのがそのたびに出てくると思っておりますので、ぜひともそのペースでやっていただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

そして、この間、防災訓練で各団体の代表の方が防災会議に入られて会議をされていたようにすけれども、実際その組織で災害が起こったときはどのような、各団体の組織ですね、どのような動きをしたらいいのかちょっと分からないと思うんですよ。例えば交通指導隊の例をとって恐縮ではございますが、その中で会議を隊長は出ていたんですけども、隊員がどのような動きをすればいいのかということが、一度も話合いの場というのが持たれたことがないんですね。災害が起きた場合、その団体に所属している方々がどう動けばいいのかということが皆さん分かってないという現状だと思うんです。隊長とかその代表の方々は分かっているかもしれませんが、隊員の方がそのときにどう動けばいい、そういうことが把握されていない。ですから、そういったことがないように各種団体の方々にもぜひそういう話合いをしてもらって、どのような動きをすればいいのかというのをぜひともしていただきたいと思います。そこら辺の考え方についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今、指導隊を例に出されたのですが、指導隊につきまして、例えば災害時には交通整理等の安全管理、また緊急車両の誘導などを行っていただくようになります。今回の防災訓練に関しまして言いますと、例えば消防団なんかは実技があったので、事前に消防団、実際に動く方も含めて訓練の流れ等々をやったんですが、それ以外の団体につきましては当日だけの説明にとどまってしまったというのもありました、実際。ですので、次年度以降の防災訓練、各団体ごとにどういった動き、実際の災害のときはこう動くんですけども今回の訓練はこう動きますというのを事前に説明することも必要なのかなと思いましたので、ちょっと次年度の総合防災訓練を進める上ではその辺少し配慮しながらちょっと考えていきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） また、そのほかにいろいろな団体があると思うんです。大規模災害があったときはいろいろな団体の手を借りないと回らないということもあるかと思います。例えば、婦人会や生活改善推進委員の皆さんに炊き出しのことについて訓練をしてもらい、そして、そういう訓練をほかの団体にも指導してもらおうとかそういうことも日頃から大切なのではないのかなと思っております。また、善意通訳者の会の方々につきましては、非常時に外国人の対応をどうすればいいかということも話し合っていたいただければ、万が一のことがあった場合、対応がスムーズになるのかなと思いますので、ぜひともそういう場面につきましても想定して、今後防災についての話合いを持っていただきたいと思いますがいかがでしょう

か。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 確かに町内各種団体あります。今言われたように婦人会や善意通訳者の会のほかに、例えば公衆衛生とか環境美化等々いろいろな役割を持った団体あるかと思えます。実際、どういった団体あるのかももちろん整理した上でですけれども、災害時にどのような役割を担うのか、担えるのか把握した上で、例えば、まず訓練にどういった形で参加できるか、そういったのは検討が必要かと思えますので、一度、今のご意見承りましてちょっと整理したいなと思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

今後、防災に対する町民の啓発について町でどのようなことを考えているのか教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 田瀬危機管理監。

○危機管理監（田瀬高広君） 今後の防災に対する町民への啓発につきましてですが、地域全体での協力、こちらがまず必要であります。まず町民が自らの安全を守るために防災意識を高めることが重要かと考えます。そのために防災情報の発信や自主防災組織活動の支援など引き続き継続的に行ってまいります。また、地域に出向いた上で各種団体や住民を対象とした防災講演とか防災講話、こういったのを行うなど様々な機会を設けて町の防災に関する啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 災害が発生したとき、自分はどこに避難すればいいのか分からない町民がまだまだ多くいます。災害の種類によっても避難場所が変わってきます。そして、指導、説明したから町の責任は果たしたというのではなく、繰り返し、繰り返し行うことが大切だと思っております。今まで町が行ってきた数々の防災施策が間違っていないと思っております。しかし、それを継続させるために、忘れないためにも、なお一層の努力をしていただくことをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

お諮りします。一般質問は継続中ですが、本日の会議は以上をもって閉じたいと思います。一般質問は明日 8 日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。

再開は、12月 8 日午前10時です。本日は皆さん大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 1 5 分 延 会